

一八世紀における三井越後屋の宣伝広告

——引札に関する基礎的研究——

下向井 紀彦

はじめに

- 一 三井文庫所蔵史料の越後屋の宣伝広告
 - 二 同名他店の注意喚起の配札
 - 三 見世開を目的とした配札
 - 四 大安売告知の配札
- おわりに

はじめに

本稿の目的は三井文庫所蔵史料の三井越後屋の宣伝広告（引札^①）に注目し、一八世紀の引札の分類・整理を行うものである。引札に関する研究史の整理は杉本徹雄氏によって丁寧に行われているため^②、ここでは越後屋の引札に重点を置

いて研究史の整理と問題の所在を確認しておきたい。

三井越後屋の引札という点、天和三年（一六八三）の駿河町移転に際して江戸中に引札を配ったというエピソードが知られており、広告史に関する研究・書籍の多くで引札の文言を紹介し、最古の引札である等と紹介されたりしている。しかし、この引札の文言は差出人である三井八郎右衛門の所在地が、「駿河町二丁目」という存在しない町名になっている等、史料批判が必要であり、当時配られたものと断言するのはやや早計である。また、広告史に関する文献で天和三年の引札の出所を明言しているものはほとんどない。

三井文庫所蔵史料で天和三年の引札について触れているものは、現在確認できる限り①「現金掛直なし六十日為替」、②「現金掛け直なし六十日為替」、③「無題古書」である。①は北三井家（総領家）八代の三井高福が幕末の京本店に存在した記録を一部手を加えつつ書き写したもので、北三井家の史料に含まれるもの、②は①を書き写したもので新町三井家の史料に含まれるもの、③は三井家編纂室が①を書き写したものである。他方、三井の経営史料の中に天和三年の引札そのものや、引札に言及した史料は現時点で確認できない。三井家編纂室の編さんした「稿本三井家史料」北家初代三井高利（以下「稿本三井家史料」）は「無題古書」を底本にして天和三年の引札の文言を掲載しているが、引札の町名の解釈に苦労している様子がうかがえる。三井文庫で編さんした『三井事業史』では「稿本三井家史料」を出所に引札の文言を紹介している。江戸中に配布したことや、引札の文言から「現金安売り」と「掛け値なし」の商法の画期性を説明しているが、引札の文言については引札の「駿河町二丁目」の箇所原文のままであることを注記して引用している。

三井家編纂室員であった斎藤隆三は天和三年の引札について、『武林隠見録』載する所三井越後屋現金かけ値なしの配り札は実際のものといふことが出来ぬかも知らぬが、その頃に於ての大体の様式を窺はれるものであるから一例とし

て先づ最初に之を掲げる⁽⁹⁾」と述べ、「現金掛直なし六十日為替」の引札の文言とほぼ同一文を引用している。三井文庫所蔵史料ではない史料を紹介している唯一の文献である。ただし、実際に「武林隱見録」をみてみると、「越後屋八郎右衛門成立附六十日限為替金始之事」という文章は収録されているものの、内容は『翁草』の「越後屋八郎右衛門成立之事」と類似しており、引札について言及した箇所は見あたら⁽¹⁰⁾ず、齋藤氏がどこから引札の文言を引用しているのか、現時点では明らかにできない⁽¹¹⁾。

天和三年の店舗移転が大成したこと自体は三井黎明期の複数の史料で書かれているため、移転に際し何らかの宣伝広告を行っているはずなのだが、現時点で三井の経営史料から天和三年の引札の現物や現物に近い写しは確認できず、引札を配った事実に触れる史料も確認できない。つまり、天和三年の店舗移転の実際の宣伝方法は経営史料上ではわからず、一般に流布されている引札が当時配られたものとは断定できないのである。この時の宣伝の実態や引札の文言についてはなお検討の余地が残っていると云わざるを得ない。

他方、天和三年以外の越後屋の引札を扱った研究もいくつか存在する。まず、樋口知子が天保十一年の大坂本店の引札の紹介をしており、作成枚数や配布先などに言及している⁽¹²⁾。おそらくこれを皮切りに広告史の分野で越後屋の引札を扱った研究が進められたものと思われる。例えば大伏肇は天和三年の引札を解説し、宝暦七年（一七五七）の引札を翻刻し、越後屋の引札の図版を数点紹介している⁽¹³⁾。また、八巻俊雄は寛政六年（一七九四）と天保十一年（一八四〇）の見世開（開店セール）で配布した引札発行状況と発行枚数、売上額の推移を比較している⁽¹⁴⁾。

越後屋の引札を用いた研究のなかで注目したいのは内田九州男の研究成果である。大坂本店の引札（内田氏は「配札」と表記）を事例に、その目的を、①特別の名目・大安売の際に発行されるもの、②日常的に適用するもの、③類似商品の駆逐をねらったもの、の三グループに分類している⁽¹⁵⁾。また、寛延三年（一七五〇）・安永九年（一七八〇）・天保十一

年（一八四〇）等の引札発行枚数などを関連資料を用いて具体的に明らかにしている。内田の研究において特に重要なのは、元文元年の大安売を越後屋の配札開始の画期と指摘し、元文元年の史料の文言から天和三年の配札に疑問を提示している点である。先行研究において天和三年説を疑問視している唯一の研究である。

これらの研究では、いくつかの事例に基づいて越後屋の引札発行の具体像を明らかにしているものの、三井文庫に所蔵されている引札の一部を活用するのみで全体像を把握していない。また、業務日誌や一件ものの史料のなかに引札に関する記録があり、先行研究でも使われているが十分に活用されておらず、引札と組み合わせる余地は十分に残っていると云わざるをえない。また、引札の文言そのものを比較したものもほとんどない。

そこで本稿では、まず、三井文庫所蔵史料の越後屋の引札を整理して一覧化し、所蔵史料における引札の概要を把握する。次いで、越後屋の引札を、①同名他店の注意喚起¹⁷、②見世開、③大安売の三つの目的に分けて、配布実態や文言について数例ずつ具体像を明らかにしていく。そして、最後にこれらを踏まえていくつかの論点提示と残された課題について言及したい。

- (1) はじめには先行研究の整理を行う都合で木版で印刷した宣伝広告全体を「引札」と表記しているが、本稿の第一章からおわりには越後屋の史料にみえる「配札」「口上書」を用いた（それぞれの使い分けについては第一章参照）。配札については、「賦り札」「賦札」「配り札」なども表記されるが、本稿では「配札」に統一した。また、より包括的な表現を必要とする場合「宣伝広告」などの表現を用いた。

- (2) 杉本徹雄『『引札』に関する文献的研究』（『日経広告研究所報』二一〇号、二〇〇三年、二七～三三頁）。

- (3) 一般的に知られている天和三年の引札の文言は以下のようなものである。

駿河町越後屋八郎右衛門申上候、今度私工夫を以呉服物何に不依格別下直ニ売出し申候間、私店江御出御買可被下候、何

方様江茂為持遣候儀ハ不仕候、尤手前割合勘定を以売出し候上者老銭にても空直不申上候間、御ねきり被遊候而も負ハ無御座候、勿論代物者即座ニ御払可被下候、一銭にても延金ニハ不仕候、以上

呉服物現金

駿河町二丁目

安売無掛直

越後屋八郎右衛門

- (4) 「現金掛直なし六十日為替」(三井文庫所蔵史料 北一四四五)。
- (5) 「現金掛け直なし六十日為替」(三井文庫所蔵史料 新四四三―四)。
- (6) 「無題古書」(三井文庫所蔵史料 特九一―三)。以後の研究などで主に利用されているのは本史料である。
- (7) 「第一稿本三井家史料 北家初代三井高利」(三井文庫閲覧室配架、七五―七六頁)。
- (8) 『三井事業史』(本篇一、一九八〇年、三三―三四頁)。
- (9) 斎藤隆三『近世時様風俗』(三省堂、一九三五年、一四二頁)。
- (10) 国立公文書館所蔵の以下の史料を確認したが、引札に関する記載は管見の限り発見できなかった。「武林隠見録」(国立公文書館所蔵史料 一七〇―〇三三)、「続武林隠見録」(国立公文書館所蔵史料 一七〇―〇三五)。
- (11) 三井家記録文書のなかに「武林隠見録之内写之(越後屋八郎右衛門成立附六十日為替金始ノ事)」(三井文庫所蔵史料 本一〇六三―一)という史料はあるものの、「武林隠見録」の「越後屋八郎右衛門成立附六十日限為替金始之事」と類似した文章が収録されている。
- (12) 樋口知子「口絵 大坂本店引札」(『三井文庫論叢』第九号、一九七五年)。
- (13) 大伏肇『日本の広告表現千年の歩み』(日経広告研究所、一九八八年、五二―六〇頁)。
- (14) 八巻俊雄『日本広告史』(日本経済新聞社、一九九二年、六二―六三頁)。
- (15) 内田九州男「呉服商と薬屋のちらし―その発事情と配布―」(大阪引札研究会編『大阪の引札・絵びら』東方出版、一九九二年、一二九―一三七頁)。

(16) なお内田は②では大坂本店の引札、③では江戸本店・江戸向店の引札を取りあげている。本稿第二章で言及するが、この二つは両方とも同名他店の注意を促すものといえるため、本稿では同じ分類の広告として扱った。

(17) 本稿では越後屋と無関係の同名の他店に行かないように客に注意を促すことを便宜的に「同名他店の注意喚起」と表現している。

一 三井文庫所蔵史料の越後屋の宣伝広告

1 越後屋の宣伝広告の残存状況

まず、三井文庫に残る三井越後屋の宣伝広告を概観しておこう。三井文庫所蔵の宣伝広告は、①三井家記録文書、②参考図書、③特番号史料、に含まれている。②③は三井家編纂室ないし戦前・戦後の三井文庫で収集したものである。①の配札の原所蔵者は三井家記録文書目録⁽¹⁾によると全て京本店とされている。後述するが、京本店には各営業店から配札のサンプルが送られてきたり、京本店が各営業店の配札の版下・版木を作成する場合もあった。そのため、越後屋各営業店の作成した全ての配札ではないにせよ、その一部が京本店に残ったものと思われる。

第1表は三井文庫所蔵史料における越後屋の宣伝広告の作成年・作成店・点数・分類・配布目的・史料番号を一覧したものである。三井文庫に残る越後屋の宣伝広告は現時点で四八種七六点確認できる（一部写しと下書を含んでいる）。内訳は、江戸本店で五種六点、江戸向店で四種五点、江戸本店・向店連署で二種二点、江戸芝口店で三種三点、大坂本店で二五種五一点、京六条店⁽²⁾で九種九点となっている。大坂本店の宣伝広告が群を抜いて多く残っており、版木も一点存在する。

第1表 三井文庫所蔵史料の現存宣伝広告一覧

No.	年	江本	江向	江芝	大本	六条	配札/ 口上書	目的	史料番号
1	享保以前カ				1		口上書	店紹介	本2168-1
2	享保以前カ				2		口上書	店紹介	本2168-9・32
3	享保以前カ				1		口上書	店紹介	本2168-34
4	享保14年以前	1					口上書	店紹介	本2168-11
5	享保16年以前				1		口上書	店紹介	本2168-10
6	享保16年以前				1		口上書	店紹介	本2168-44
7	元文元年				1		配札	大安売	本2170
8	寛延3年				1		配札	大安売	本2168-2
9	宝暦7年	1					口上書	店紹介	本2168-3
10	宝暦14年11月				2		口上書	大安売	D 423-47
11	明和7年カ				4		口上書	店紹介	本2168-12・59, D 423-48 (2点)
12	明和9年				2		配札	大安売	本2168-49, D 423-49
13	安永9年				3		配札	年賀商	本2168-4・33・47
14	天明5年正月			1			配札	冥加商	本2168-31
15	寛政6年(他出)				4		配札	見世開	本2168-35・51・52・64
16	寛政6年(市中)				1		配札	見世開	本2168-53
17	文化5年	1					配札	見世開	本2168-26
18	文化6年3月			1			配札	見世開	本2168-28
19	文化6年8月		2				配札	見世開	本2168-27・29
20	文化6年10月			1			配札	御礼商	本2168-30
21	文政3年	1					配札	見世開	特855
22	文政3年		1				配札	見世開	本1152-13
23	文政4年				1		配札	大安売	本2168-48
24	文政8年	2					配札	見世開	本2168-5・39
25	文政8年		1				配札	見世開	本2168-6
26	文政9年	1					口上書	大安売	本2168-36
27	文政9年		1				口上書	大安売	本2168-7
28	天保8年				2		口上書	見世開	本1281-8
29	天保11年(他出)				6		配札	見世開	本2168-46・50・56・ 60・62・67
30	天保11年(市中)				6		配札	見世開	本2168-57・58・61・ 63・65・66
31	天保13年				1		配札	見世開	本2168-8
32	明治3年				2		配札	大安売	D 423-50, D 450-19
33	明治4年	1					配札	大安売	本2168-38
34	明治8年				1		配札	店移転	D 423-51
35	酉8月(市中)				1		口上書	大安売	本2168-54
36	酉8月(他出)				1		口上書	大安売	本2168-55
37	酉8月				4		口上書	大安売	本2168-14・40・41・42
38	酉9月(市中)				1		口上書	大安売	本2168-13
39	酉9月(他出)				1		口上書	大安売	本2168-15

No.	年	江本	江向	江芝	大本	六条	配札/ 口上書	目的	史料番号
40	年不明					1	口上書	大安売	本2168-18
41	年不明					1	口上書	店紹介	本2168-19
42	年不明					1	口上書	店紹介	本2168-20
43	年不明					1	口上書	店紹介	本2168-21
44	年不明					1	口上書	店紹介	本2168-22
45	年不明					1	口上書	大安売	本2168-23
46	年不明					1	口上書	大安売	本2168-24
47	年不明					1	口上書	大安売	本2168-25
48	年不明					1	配札	大安売	本2168-69
	種類	7	4	3	25	9			
	点数	8	5	3	51	9			

- 注) 1. 江本は江戸本店、江向は江戸向店、江芝は江戸芝口店、大本は大坂本店、六条は京六条店を指す。江戸本店の種類・点数には江戸本店・江戸向店連名分も含む。
2. 年は「三井家記録文書目録」に記載されているものを基にしているが、一部修正した。
3. 本稿ではNo. 21寛政6年までを検討対象としている。
4. イタリック体の箇所は推定。
5. 史料番号の本は三井家記録文書、Dは参考図書として所蔵している史料、特は特番号史料である。

現存宣伝広告のうち、複数枚残っているものも数種類ある。同一配札で最多残存枚数は天保十一年（一八四〇）の大坂本店の見世開のものである。天保八年の大塩平八郎の乱で類焼した大坂本店の本普請が完了した後に大々的に開催した見世開（開店セール）で作成したもので、大坂市中向けと他所向けの配札が六枚ずつ残っている。次いで明和七年（一七七〇）頃には存在していた同名他店の注意書、寛政六年（一七九四）の見世開告知、酉八月（年不明）の大安売の告知が四枚ずつ残っている。これらは全て大坂本店のものである。三井文庫には一般に知られている以上に他種類・多数の越後屋の宣伝広告が残存しているのである。³⁾

このように、現在多くの宣伝広告が三井文庫に残っているが、これらが越後屋で作成された全てではない。それは越後屋の業務日誌に出てくる記事の数からもわかる。「永書」「名代言送帳」「会所諸用留」などの越後屋京本店の業務記録には各営業店の配札の記述がしばしば登場する。各店舗から京本店への配札の許可願いや、文案の相談、実施結果の報告などである。また、大元方の寄会記録である「会日落着帳」「寄会帳」に記載されている場合や、見世開や店普請の一件史料に配札の記事を含む場合もある。江戸・大坂の営業

第2表 18世紀の宣伝広告に関する業務日誌の記事

No.	年	記事日付	店	内容	現存する引札	出典
1	享保9年	8月16日	本町一丁目店	江戸本店名代より配札の実施許可願。札下書を大元方で評議。了承。		別2651
2	享保10年	5月22日	大坂本店	大坂本店より配札の実施許可願。宿入手代らによる家名乗りへの対応のため。		別2651
3	享保13年	10月2日	大坂本店	大坂本店配札の改正版完成。元方へ提出、一覽。		別2652
4	享保16年	2月1・20日	大坂本店	大坂向店統合による見世開。配札実施。		本123
5	元文元年	6月15・29日	江戸本店・大坂本店	大安売の状況報告。配札実施。	第1表 No. 7	本123
6	元文2年	10月7日	本町一丁目店	配札実施のため下書到来。文言を三井同苗と京本店重役等で修正し、返送。		本123, 別1754
7	寛延3年	11月3日	大坂本店	木綿類大安売の配札実施許可願。元方寄会で評議し許可。配札の版木を送付。	第1表 No. 8	別1755
8		11月30日	江戸本店・江戸向店	木綿類大安売の報告。口上書を作成し、11月11日より売上手形に添付して客に渡す。		別1755
9	宝暦7年	9月2日	江戸本店・江戸向店	江戸本店に初来店した客・遠国の衆中の売上手形に添付する口上書を改正。版木を江戸に送付。	第1表 No. 9	別1755
10	宝暦14年	11月29日	大坂本店	売上手形に添付する口上書。	第1表 No. 10	別1756
11	明和3年	8月20日	江戸本店	大安売の配札実施。		別1757
12		8月20日	江戸向店	大安売の配札実施。		別1757
13		11月1日	江戸芝口店	一丁目から芝口への移転案内の配札。		別1757
14	明和4年	11月8日	江戸芝口店	10月29日までに配札を配布済。		別1757
15	明和5年	10月7日	江戸芝口店	蛭子講商いの配札実施。		別1757
16	明和7年	5月29日	大坂本店	岩城樹屋の夏物類大安売りに対抗。京都で口上書を作成。来店客への手渡しと得意客への持参。		別1757
17	明和8年	3月27日	江戸芝口店	夏物類の売出のため配札実施。見本1部到来。		別1757
18		11月8日	江戸芝口店	11月1日より大安売開始。配札の事前実施が効いたのか評判が良い。		別1757
19	明和9年	10月30日	江戸本店・江戸向店	※3月3日、行人坂の大火で江戸両店類焼。11月1日の見世開の配札見本到来。		本125, 別1757
20		11月4日	大坂本店	11日から大安売実施予定。配札の実施計画を相談。配札に添える慶物を京都で調達。		本125, 別1757

No.	年	記事日付	店	内容	現存する引札	出典
21		11月5日	大坂本店	配札の判下3種完成したため大坂送付。明日より配り開始。11日から大安売予定。	第1表 No. 12	本125, 別1757
22		11月7日	大坂本店	大坂より配札の刷り上がりサンプル2部到来。		本125, 別1757
23		11月9日	江戸芝口店	江戸本店・向店に便乗して大安売。配札実施。		本125, 別1757
24		11月10日	大坂本店	大坂で配布予定の配札文言の写し。		本125, 別1757
25		11月16日	江戸本店・江戸向店	見世開の状況報告。		本125
26		11月24日	江戸本店・江戸向店	見世開の状況報告。		本125
27		12月23日	大坂本店	大安売成功につき早春より諸問屋への配札の実施許可願ひ。了承。		本125, 別1757
28	安永2年	4月7日	江戸芝口店	江戸両店に呼応した売出。配札を実施。		本125, 別1758
29	安永4年	4月10日	江戸芝口店	4月1日より夏物・冬物大安売りの口上書を配布。		別1758
30		10月22日	江戸芝口店	11月1日より大安売の配札を配布。見本1通到来。		別1758
31	安永6年	4月6日	江戸芝口店	4月1日に配札実施。	別1758	
32	安永9年	3月	大坂本店	開店100周年の年賀商を開催。配札実施。	第1表 No. 13	本764, 別1759, 別856
33	天明5年	9月7日	江戸芝口店	2月実施の冥加商について言及あり。	第1表 No.14	別409
34	天明7年	4月9日	江戸本店・江戸向店	京本店関係者が筆で認める。ねぎらいのため執筆衆に料理振るまい。	第1表 No. 15・16	本1452, 別1760
35	寛政6年	11月	大坂本店	見世開により配札実施。		別1761, 本1150

出所) いずれも三井文庫所蔵史料である。別2651は「会日落着帳」、別2652は「寄会帳」、本123・125は「永書」、別1754～1761は「名代言送帳」。本764は「会所諸用留」、別856は「証無番状留」、別409は「江戸大坂証番状留」、本1452は「天明七年未春江戸本店向店配札諸入用証書」、本1150は「大坂本店見世開一巻」である。

店側の記録ではないため漏れはあると思われるが、各営業店の宣伝広告の実施状況の一部を垣間見ることはできる。

越後屋本店の業務日誌に見える宣伝広告関係記事を第2表にまとめた（残存する配札の有無も記載した）。本稿では一八世紀分のみを掲載している。現物の残っている以上に多くの宣伝広告を作成していることがうかがえる。特に芝口店は、現存する配札は最も少ない三点だが、日誌を見ると、特に明和・安永期において高頻度で配札を作成・配布していることがわかる。例えば、四月の夏物大安売や十一月の大安売（七五三や正月などを見越したものであろう）で配札を行い、明和五年十月には「蛭子講商」と称した大安売で配札を行っている。⁽⁴⁾芝口店は明和三年に尾張町の恵比須屋・亀屋など、越後屋の同業他店に対抗するために本町一丁目から芝口一丁目に移転させた店であり、これらの大安売は同業他店に客を奪われなかったための対抗措置と考えられる。越後屋では現物は残っていないものの様々な機会に配札を実施していたのである。

2 木版印刷の口上書

ところで、越後屋の宣伝広告の木版印刷物には、配札と呼ばれているものと、口上書と呼ばれているものがあり、それぞれ配布方法や用途が異なっていた。本稿では木版印刷の宣伝広告を配札と口上書で分類した。第1表でも「配札／口上書」という項目を立てた。これは配札の内、口上書と呼ばれている刷物を識別するために設けたものである。配札とは不特定多数の相手に対して行う宣伝広告であり、口上書とは越後屋で買物した客へ売上手形に添えて渡すものである。⁽⁵⁾三井家記録文書目録においてこれらは配札として統一され、先行研究においては引札として一括して扱われてきたが、正確には区別されるべきものである。

少し事例を紹介してみよう。以下に引用するのは明和七年（一七七〇年）の口上書作成に関する記録である。

〔史料〕⁽⁶⁾

一一昨日松本氏ニ認させ板下差下し候処、則板行彫方出来ニ付、色半切ニ摺らせ見世ニ登り候、則左之通

口上

前々より御蔭を以見世繁昌仕難有仕合奉存候、然ニ当年閏月も御座候ニ付、夏物類数多御用承度奉存、諸品買
元至極吟味仕向能下直ニ大数仕入申候ニ付、何れ之品も地性宜物格別下直ニ奉指上候、乍憚外々をも御見競被
遊不相変少々之御用向ニ而茂被為仰付被下候様奉願上候、右大安売仕候段御披露申上候、憚多御座候得共、
無御替らせ見世江御出被遊被下、数々御覽之上幾久御用被為仰付被下候様奉希上候、以上

大坂高麗橋一町目

(丸印)

三井

右之通相認見世江御出被遊候御方々并ニ外御徳意様方へ右口上書致持参候様ニ御座候

これは京本店の業務日誌の一部である。大坂本店では大安売に際して口上書を作成し配布することになった。京本店では奉公人であった松本氏(後述)に判下を書かせて大坂本店に送り、大坂本店では速やかに版木を作成し、半切の色紙に摺った口上書の見本を京本店に送ってきた、というものである。⁽⁷⁾末尾に「相認」とあるが、冒頭部分から刷物であることがわかる。大坂本店の口上書は京本店で判下を作成する場合もあること、色紙に摺る場合もあることがわかるが、ここでは特に頒布方法に注目したい。この時の口上書は来店した客に渡すか、得意客に持参する形で頒布する予定であることがわかる。

もう一点、口上書の文言をみてみたい。配札と口上書との関係性を垣間見ることが出来る事例である。

〔史料二〕⁸⁾ 第1表の37

口上

一当秋呉服物一切木綿・真綿、其外

唐物類大下直ニ仕、差上申候、此段

配札ヲ以御知せ奉申上度奉存候得共、

口上書ニ而奉申上候、乍憚御一家様方へも

宜敷御沙汰被成下、乍御慰御出

諸品御覽被遊可被下候、右諸代物別而

下直ニ差上候趣奉申上度如斯御座候、以上

酉八月

これは大坂本店のものとして推定されている年不明の口上書である。これによると、この年の秋に呉服物・木綿・真綿・唐物類を大安売することとした。本来であれば配札で告知するところだが口上書で通知した、とある。大安売の告知方法として配札の方が丁寧で口上書の方が簡易な告知であるような書きぶりである。大安売開始間際の告知になったためか、配札でなく口上書の形で売上手形に添付して告知する場合もあったことがわかる。

ところで、「厚勤録控帳」⁹⁾という越後屋の手代の売上記録などを記した勤務評価の史料がある。ここには主に売場別の売上額を記載しているのだが、享保十五年秋から元文五年春の二一年（二〇季）にかけて売高とは別に「勸物」「益

19	享保20		元文元		元文2		元文3		元文4		元文5	合計
	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
85	620	85	100	120	145							2,010
	1,500											1,500
	750	100	105	130	165							1,480
		50			148	180	178	186	193	240	230	1,405
160	650	150			180							1,400
95	254	100		140	138	200	200	200				1,397
50	143		90	150	125	160	163	162	165		170	1,378
95		100	135	160	155							1,345
85		105	180	190	170							1,345
	900	95	120	140								1,305
90	430	80	93									1,256
				150	135	150	163	205	215	230		1,248
				110	140	190	203	190	205	200		1,238
	202				100	170	150	172		185	200	1,209
		95	85	140	146	220	228	203				1,147
	775	75	85								205	1,140
80	255	70	160	170		105	153	127				1,120
					105	200	193	193	208	185		1,084
105	785											1,083
		85	80				210	212	225	225		1,037

印」「勘定所益印」などの項目があり、そこに、江戸本店と江戸向店の手代一人一人の配った「配札」の枚数も記載している。これは売場担当手代が売場で売上手形に添えて客に渡したり、得意客を訪れて手渡ししたもので、前述した口上書に近いものだろう。「厚勤録控帳」段階の売上額は配属手代の協同成績であり（後に売場ごとに細分化されると売高も個人成績となる）、配札の枚数は手代の個人成績となっている。配札の枚数が手代の評価基準になっていた時期もあったのである。

これを江戸本店のみに注目してみると、配札記録のある手代は一〇七名で、合計配布枚数の最多の手代で二〇〇〇枚余、最小の手代で五枚、平均五五〇枚である。第3表に配布枚数の多い手代や部局上位二〇位を抽出した。売場配属期間に長短あるものの、ここに載っている手代は配属期間中に一〇〇〇枚以上配っている（二一位以下の配布数は三桁になる）。また、第4表に江戸本店分の

第4表 売場手代配布
数合計値 単位 枚

年	季	合計
享保15	秋	650
	春	3,330
享保16	秋	1,630
	春	1,968
享保17	秋	1,735
	春	1,660
享保18	秋	1,658
	春	1,568
享保19	秋	1,940
	春	8,879
享保20	秋	1,773
	春	2,012
元文元	秋	3,000
	春	3,185
元文2	秋	3,858
	春	4,069
元文3	秋	3,950
	春	3,873
元文4	秋	4,000
	春	4,070
合計		58,808

出所)「厚勤録控帳」(三井文庫所蔵史料 別129)。

第3表 「厚勤録控帳」にみえる配札配布数上位20名

	享保15		享保16		享保17		享保18		享保
	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	
平七	25	110	70	250	110	110	90	90	
屋敷方						90	80	60	
源七							60	50	
幸八							60	150	
彦次郎							50	70	
源八							60	70	
庄八							60	70	
弥八	20	100	60	110	80	100	150	80	
孫八			60	130	100	110	120	95	
定次郎						50	50	70	
彦兵衛	10			88	180	120	95	70	
十次郎									
兵介									
助三郎						30	30		
弥四郎						30	30		
庄助									
彦四郎									
彦介									
藤八	8	120	65						
嘉兵衛									

出所)「厚勤録控帳」(三井文庫所蔵史料 別129)。

合計枚数を集計した。この期間、恒常的に配札が計上されていることがわかる。享保十六年春・享保二十年春の配札枚数が突出しており、元文元年秋以降の枚数が増加している。前者の理由は現時点で不明だが、後者は第四章で検討する元文元年の大安売による人入群集の効果と思われる。大坂本店のみならず、江戸本店・向店においても、売場の担当手代らが客に対して配札（Jf口上書）を渡していたのである。

3 京都における配札作成への関与

先述したように、越後屋の京本店は江戸・大坂の各営業店の配札作成に関与していたが、京本店だけでなく三井の事業の統括機関である大元方もしばしば作成に関与していた。

〔史料三〕⁽¹⁰⁾

江戸一丁目店、此度札賦り申度段江戸本店名代共より申越、札下書差越致評儀候処差而差支も相見え不申ニ付、弥其通致候様ニと申渡ス

史料三は大元方の会議記録「会日落着帳」の一節である。享保九年（一七二四）八月に江戸一丁目店⁽¹¹⁾が配札を計画した際のもので、業務記録類で確認できる最初の配札に関する記事である。大元方では大元方担当役人による会議（元方寄会という）が定期的に開かれており、三井に関する重要事項を審議していた。この寄会において、江戸一丁目店が配札を企画していると江戸本店名代から京本店に連絡があり、配札の下書も送られてきたことが報告され、評議の結果、大元方は支障無いと判断し文言そのままに了承している。ここから大元方において、呉服店部門の配札の文言をチェックしていることがわかる。

また、寛延三年（一七五〇）の大坂本店の配札でも大元方と京本店が関わっている。

〔史料四〕⁽¹²⁾

当秋綿作宜敷大下直ニ相成候ニ付、幸の時節と大坂本店より木面類大安売之配札相廻シ申度段相願申来候ニ付、則

先月廿六日元方御寄会之上、御聞濟被遊候ニ付、則配札文言等吟味之上於京都ニ松本又四郎相認柳馬場六角下ル町
東側板木屋平兵衛方ニテ誂申候、尤左之通

板木彫代 一枚ニ付(十五匁)

(以下略)

史料四は京本店の業務日誌「名代言送帳」の一節である。寛延三年秋は綿作の出来が良く価格も極めて安値だったらしい。そこで大坂本店では木綿類の大安売を企図しその配札実施の許可を京本店に願いだした。京本店では大元方における元方寄会(13)でこの大安売の実施の判断を仰いでいる。元方寄会(14)において大安売が認められたため、京本店は配札の文言を吟味し、京本店の松本又四郎(15)に版下を書かせ、板木屋平兵衛に版木を彫らせた（版木は一枚銀一五匁）。各営業店が大安売の許可を京本店に求め、大元方の承認を受けて京本店で大安売の実施を許可し、配札の文言・版木を用意する場合もあったのである（この時の配札については後述する）。

また、呉服店部門の会議である月次寄会で文言を検討しているケースもある。

〔史料五〕(16)

江戸一町目店配札、先達而認来候処、当六日月次御寄会之上、主中様方・元ノ・名代御評儀之上、文言少々思召入有之、則当方迄認替指下し申候、尤右案体彼地店より来り候配り札并当地ニ而御偏被遊候文言共名代云送に扣有之候事

史料五は元文二年（一七三七）、江戸一丁目店が配札の改正を希望し文案を京本店に送付したものである。これによると、京本店の月次寄会において三井同苗（主中様）・元ノ・名代で評議したところ、文言に思うところがあり、添削文を作成して江戸に下したらしい。ここで文言を「名代云送」に控えていると記述しているように、京本店の業務日誌「名代言送帳」には実際に添削前と添削後の文言が記載されている。⁽¹⁷⁾三井同苗・元ノ・名代らが具体的に文言の修正に関与し、その結果を営業店に送り返す場合もあったのである。

もう一例みてみよう。明和三年（一七六六）八月、江戸本店は京本店に五種の配札案文を送付した。京本店は文言を吟味して版下を新たに作成して送り返し、江戸で版木を彫らせる予定にしている。「江戸より案文五枚認来候上、猶又当方ニ而打寄相談之上文言究メ候而、別板下相認、今夕指下ス（中略）右之通於江戸彫らせ申積也」⁽¹⁸⁾。各営業店が文案を提示し、京本店が添削の上で版下の作成まで行い、各営業店が版木作成と配札の量産を行う場合もあったことがわかる。この場合も完成品の見本は各営業店から京本店に送られてきている。京都の大元方や京本店が文言の添削や判下・版木作成に関与する場合も多かったのである（如何なる場合において大元方が関与するのは明らかにできておらず、今後の課題である）。

各営業店が京本店に配札の見本を送るのみのこともあった。明和年間の江戸芝口店ではしばしば大安売を実施しているが、京本店に実施の判断を仰いだり配札の文案を提出したりしていない。例えば明和八年三月の業務日誌に「芝口店夏物類配り札相廻し候ニ付揚り判壺枚登り申候」⁽¹⁹⁾とあり、芝口店の夏物類大安売に際して頒布した配札の仕上がりが判一枚送られてきている。各営業店の判断で板下・板行・摺りを行う場合もあったことがわかる。関与の度合いは様々だが、大元方や京本店は重要度の高い大安売や見世開などで配札作成に関与しているように思われる。

- (1) 三井文庫閲覧室配架。なお、三井文庫のウェブサイトでもPDFにて目録公開している (http://mitsui-bunko.or.jp/bunko_data/mokuroku/amkm.html)。
- (2) 京六条店は宝永四年（一七〇七）に六条上珠数屋町で初期の重役・小林善次郎を店名前として開店した呉服現銀売を行う店である。享保四年（一七一九）に小林へ譲渡された（『三井事業史』史料篇一、一九七三年、七六八頁）。現存する九点の配札は三井の店だった時代に作られたものか、小林の店になってから作られたものか判断できない。京六条店のような重役名前の店の宣伝広告についてはこれまで顧みられてきておらず、その実態解明については今後の課題である。
- (3) 他にも他の呉服店や商家の配札も若干残っている。これらは「三井文庫所蔵参考図書目録抄（一）」（『三井文庫論叢』二五、一九九二年）、「三井文庫所蔵参考図書目録抄（二）」（『三井文庫論叢』二六、一九九三年）で検索可能である。
- (4) 安永元年秋季の「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料 続二九六九）に明和四年亥春から安永元年辰秋までの江戸芝口店の配札・慶物・暖簾代等として金四三両三歩、銀二五貫五八一匁九分八厘を計上している。また、当該期の越後屋と同業他店の来店者数調査も残っている（下向井紀彦「三井越後屋による自他店比較に関する一考察」『三井文庫論叢』四八、二〇一四年）。尾張町の恵比須屋・亀屋などを意識した販売を展開したものであり、おそらく明和年間から安永初年にかけての定期的な大安売は一連のものだろう。
- (5) 売上手形については内田氏も論文中で図版入りで紹介しているが、内田氏の紹介しているのは売上手形ではなく、売上手形に捺す大坂本店の印章である（左図参照）。江戸と大坂以外に出店は無いことを記載した案内である。



第1図
大坂本店印章

(6) 「名代云送聴書」明和七年五月二十五日(三井文庫所蔵史料 別一七五七)。

(7) 色紙を使った口上書は他の事例で実際に現物が残っている(「三井本店売出し引札」三井文庫所蔵参考図書 D四二三―四七、第1表の10)。宝暦十四年(一七六四)十一月、大坂本店では同業他店の見世開への對抗策として大安売を実施し、口上書を作成・配布した。現物とともに業務日誌に同一文言が掲載されているため年代比定できた(「名代云送聴書」宝暦十四年十一月二十九日、三井文庫所蔵史料 別一七五八)。青紙と黄紙の一点ずつ残存する。文言は以下の通り。

口上

一本もみ

一御うら絹

一郡内しま

一のけ嶋

一京織もめん類

一糸入しま

一もめん嶋

一染もめん類

一まわた

右之品々旬よく大数買入

仕候ニ付、直段格別下直ニ

指上申候、乍憚見世江

御出被遊被下かずく

御覽之上被遊御調

可被下候、以上

十一月 三井

また作成年不明だが、配札と口上書の枚数・作成費用を記した史料が一点残っている（「子秋季慶物并配り札諸入用仕分」(三井文庫所蔵史料 本一六一五―一)）。第5表・第6表に費用を掲載した。配札は版木・渡し代込みで銀三貫九七七匁四分、口上書も版木等込みで銀二九四匁一分である。一万三三〇枚の西之内紙を用意し、版木四枚で摺らせ、手代の供付として日雇六九名を雇い入れて配っている。対する手形の口に張る口上書は二種類用意している。黄紙六〇〇枚を二つ切にして一万二〇〇枚分、楓色半切三四六五枚を二つ切にして六九三〇枚、合計一万八九三〇枚用意している。黄紙と楓色紙で枚数・大きさを変えているがその理由についてはわからない。配札と口上書を比べると配札の紙代が圧倒的に多く、不特定多数に頒布する配札に力を入れていることがうかがえる。

(8) 「呉服物直下配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八―一四)。

(9) 「厚勤録控帳」(三井文庫所蔵史料 別一二九)。

(10) 「会日落着帳」享保九年八月十六日(三井文庫所蔵史料 別二二六五)。「会日落着帳」は大元方の会議記録であり寄会の参加者と一部の議題・決議を列記している。この続

第5表 配札作成費の例

(単位 銀/匁)

No.	金額	内容
1	2,979.0	西之内紙2,830状 (1状40枚入)
2	524.8	版木4枚 (版木1枚18匁)、113,200枚摺賃 (1,000枚あたり4匁)
3	219.8	札配り供付日雇69人分 (1人1匁4分、供銭・弁当代込)
4	45.5	番脇差4腰直し代
5	41.0	紙合羽8枚 (1枚5匁1分3厘)
6	13.8	番袴2具直し (裏取替込)
7	103.5	所々神社御護摩料、御役料
8	50.0	田舎廻り諸用日雇賃
	3,977.4	合計

出所 「子秋季慶物并配り札諸入用仕分」(三井文庫所蔵史料 本1615-1)。

第6表 口上書作成費用の例

(単位 銀/匁)

No.	金額	内容
1	60.5	黄紙6,000枚 (手形口へ張る口上書、2つ切で12,000枚)
2	28.8	板摺り手間代 (1,000枚あたり2匁)・版木1枚彫り手間代
3	62.5	楓色半切3,465枚 (手形張候口上書、2つ切で6,930枚)
4	22.3	板摺り手間代 (1,000枚あたり2匁5分)・版木1枚彫り手間代
5	20.0	口上書下書・謝礼 (配り札下書共)、坂井市郎右衛門へ
	194.1	合計

出所 「子秋季慶物并配り札諸入用仕分」(三井文庫所蔵史料 本1615-1)。

巻は「寄会帳」というシリーズの史料となる。なお、この時の配札は現存しない。

(11) 宝永元年(一七〇四)に本町二丁目にあった小野田家の松坂屋の跡式を引き受け開店した店。享保元年に本町二丁目に移転し、江戸一丁目店と称される。明和三年(一七六六)に芝口一丁目西側に移転し芝口店と改称する。呉服絹布類の販売に従事していた。店名前は松坂屋八助である(『三井事業史』資料編一、一九七三年、七六六～七七七頁)。

(12) 「名代云送聴書」寛延三年十一月三日(三井文庫所蔵史料 別一七五五)。

(13) 大元方において定期的に実施される会合。寄会の参加者と一部の議題・決議については「寄会帳」に書かれている。

(14) 寛延三年十月二十六日開催の元方寄会には三井同苗の八郎兵衛・八郎右衛門・喜兵衛、奉公人側の大元方担当役人である弥三兵衛・茂兵衛・金右衛門・十右衛門・長右衛門が参加している。ここでは三井寺の提山和尚からの護摩料・祈禱料願いを審査して許可し、大坂家方目録・江戸有家目録・江戸御勤方目録・京屋敷方付届目録・次郎右衛門雑用目録・本店一卷目録・兩替店一卷目録の提出を受けている。しかし、大坂本店の木綿大安売については寄会帳に記載されていない(「寄会帳」寛延三年十月二十六日、三井文庫所蔵史料 別二六五四)。

(15) 宝暦(安永期)の京本店では松本という人物に判下を書かせる記事が散見される。たとえば、宝暦七年九月の板下は松本六右衛門(「名代云送聴書」三井文庫所蔵史料 別一七五五)、明和七年五月の板下は松本氏(「名代云送聴書」別一七五七)、明和九年十一月の板下も松本六右衛門(同上)に書かせている。松本六右衛門は宝暦八年に役頭・同九年に組頭・同十二年に支配となり明和四年に支配で退役している奉公人である。明和七年五月の松本氏・明和九年の松本六右衛門も同一人物と思われる。

(16) 「永書」元文二年十月七日(三井文庫所蔵史料 本二二三)。

(17) 「名代要聴書」元文二年十月七日(三井文庫所蔵史料 別一七五四)。ここに記載されている配札の案文と修正文を以下に記載する。

一 江戸一丁目店賦り札案紙ノ留

（一町目店暖簾印）
本町老丁目
松坂屋八助

呉服物一切真綿木面類 仕立物品々

一年來現銀かけねなしニ売弘申候処、当夏より現銀商一向内ニ相改安売仕、札相廻し申候処、段々御用被仰付被下忝仕合奉存候、依之弥以諸品至極吟味仕下直差上申候、尤直段付仕懸御内々可申上候得共、直段申斗ニ而ハ高下相知レ不申候、其上同直段ニ而様々之品有之候へハ、少ノ物ニ而も乍憚見世江御出被遊品々数多御覽之上御調被遊可被下候、勿論御使又は同人頼ニて被仰下候而も無相違入念指上可申候、若御意入不申候ハ、何町ニても受取代銀返上可仕候、已上

右ハ江戸老丁目店ノ案紙

京都ニて改候一町め店賦り札扣

（一町目店暖簾印）
本町老丁目
松坂屋八助

呉服物一切真綿木面類 仕立物品々

一私店之儀、年來呉服商売仕候処、段々御用御調被下難有仕合奉存候、扱諸品買元吟味仕、大安売仕候、尤直段書懸御目可申上候へ共、直段書斗ニ而ハ高下相知不申、同直段ニ而も品々有之御事御座候得は、紛却可被思召上と奉存候、此度相改現銀懸直なし大安売仕候間、乍憚御意被遊品々数多御覽之上少シノ御用ニ而も御調被遊被下候様奉願候、勿論御使御人頼ニ而被仰下候而も念入指上可申候、若御意入不申候ハ、代金返上可仕候

右賦り札式枚とも今夕差下し、委細本状より存寄及通達候事

原案では従来の現銀掛値無しの商品から現銀商専門に改めて大安売を行ったとしているが、同苗や重役の修正文言では商品の仕入元を吟味して（＝安値で仕入れたので）大安売を行った、今回改めて現銀掛値無しで大安売を行う、としている。現銀掛値無しのモットーについて同苗・重役と一丁目店との間の認識の差がうかがえる。この意味するところは今後

の課題である。

- (18) 「名代云送聴書」 明和三年八月二十日(三井文庫所蔵史料 別一七五七)。この配札は現存しない。
(19) 「名代云送聴書」 明和八年三月二十七日(三井文庫所蔵史料 別一七五七)。この配札は現存しない。

二 同名他店の注意喚起の配札

1 業務記録にみえる同名他店の注意喚起

配札は開店セール(見世開)や大安売での配布がよく知られているが、越後屋ではそれ以外の目的の配布物も存在した。大元方の会議記録「会日落着帳」の享保九年(一七二四)九月の記事に次のようなものがある。

〔史料六〕⁽¹⁾

一大坂呉服店より此度札くぼり候趣、諸方西国筋手代共宿入申付候外、中途ニ罷出候者など家名ヲ名乗商売致候由沙汰有之ニ付、札ニ其趣相記くぼり申候

史料六によると、享保九年九月に大坂本店が札配りを実施したという。その概要は、西日本各地において、越後屋の手代で宿入(＝暖簾分け)を許された者や中途退職者のなかに、越後屋の屋号を名乗って商売するものがあるとの噂(沙汰)があるため、札にその事情(趣旨)を記載して配る、というものであった。

当該期の越後屋では、暖簾分けした手代や中途退職者のなかに、諸国で呉服商売を行う者が多く出現していた(「宿

持手代多人数之内ニ者於他国呉服商売相願候もの有之⁽²⁾。そして、彼らの中には「丸に井桁三」印を用い、越後屋の出店であると称して呉服商売を行っていた者がいたものと思われる。『翁草』の「越後屋八郎右衛門成立之事」の記事には「三ヶ津は申すに不及、諸国城下々々賑しき所には、出店を不置と云ふ事なし、呉服物に限らず万物を商ふ⁽³⁾」と書かれ、越後屋の出店が全国各地にあるかのよう描かれている。顧客のなかには越後屋の出店が日本中に存在している印象を持っていた者も少なからずいたかもしれない。また、越後屋の名声に便乗し三井越後屋の出店と称する商人も多数いたであろう。しかし、越後屋（特に八郎衛門名前の店）の出店と定義されているのは江戸本店・大坂本店の三店だけであった。

越後屋では寛保元年（一七四一）に暖簾分けの規定を新たに設けている。そこでは大元メから元方掛り名代までは京都での呉服商売で丸に井桁三の使用を許可し、他国での呉服商売で丸に井桁三の使用を不許可とした。また、その他の暖簾分け手代が諸国で呉服商売をする場合も、丸に井桁三の使用を不許可としている。⁽⁴⁾顧客に対しても同名他店についての注意をする必要ができたものと思われる。そして、その普及広報のために用いられたのが配札だった。享保年間以前において西日本各地に越後屋の出店を名乗る店が多数発生していたこと、越後屋の顧客の広がりが西日本一円に広がっていたことをみてとれる。

2 大坂における口上書形式の注意喚起

それでは、越後屋と同名他店への注意を促すことを目的とした宣伝広告を一点取り上げてみよう。

〔史料七〕⁽⁵⁾ 第1表の5（口絵）⁽¹⁾

〔四角囲み〕

江戸するか町ヨリ 出店

(丸井桁三印) 大坂高麗橋一丁目南側

三 井 ぬちこや

京室町二条上ル町仕入場本店

右三ヶ所之外他国ニ出店無御座候

げんぎん

呉服物 諸品

かけねなし 関東織一色并仕立物類

右現銀やすうり仕候、たとひ一寸の切はしにても見世へ

御出被遊被下、品々御覽之上御調可被下候、則売上

手形相添調進仕候間、当所ハ不及申上、遠国又ハ

近郷より御使或ハ御人たのミにて被仰下御調被遊候共

右売上手形を証抛ニ被遊可被下候、随分下直ニ指上ケ申候

但、御もとめ被遊候以後に至、其品外之店より

万々一見をとり候歟、又ハ御宿所ニおゐて御意ニ入

不申候者、何時によらず、右売上手形御添

被遊、右之売物を請取代銀返進仕候事

絹布御好京都御詠物 御染地京都御詠物

江戸紫染御詠物

関東織物御詠物

尤、少々御色上物にても御心安被仰付可被下候、入念調進仕候

御召物御見合之御詠

御束帯御詠

御婚禮御用御詠

舞楽装束御詠

神法織物御詠

御能衣裳御詠

右者品々御用之節被仰付可被下候

一諸御国々にて私方の家名を申上、地性直段

不相応成品徘徊仕候様に風聞及承候、前

書之通京都仕入店、江戸するか町并当店

右三ヶ所之外ニ手前之出店無御座候

当所向店 わた 木綿 けさ衣 かや 太布類

此品々北側店にて商売仕候

一江戸表江御越被遊候節者、するか町店ニ而

御見合御調被遊可被下候

大坂かうらいはし一町目 三井

越後屋

┌

これは大坂本店の配布物である。通常の紙の短辺を半分にした横長の紙に文言を書き、文言を囲むように罫線の入っ

たもので、現存する越後屋の刷物の宣伝告知では史料七と、左に掲載する史料八のみにみられる特徴である。年不詳であるが、冒頭で大坂本店に南側と記載し、文末付近で「当所向店」「此品々北側店にて商売仕候」とある。後述のように大坂本店と大坂綿店が合併する以前なので、享保十六年以前に作成されたものであると想定される。冒頭の越後屋の店舗について仕入店である京本店も含めているものは数少ない。

〔史料八〕⁽⁶⁾ 第1表の11

^(四角囲み)
〔江戸駿河町出店〕

大坂かうらい橋一町目

(丸井桁三印) 根元 三 井
現銀
かけねなし ちちこや

呉服物一切

并関東織一色 仕立物類

まわた もめん布類

袈裟衣 かや

一古来より現銀安売仕候、少の切はし

にても見世へ御出被遊被下、品々

御覽之上御調可被下候、売上ケ手形

相添指上可申候、御当地ハ不及申上

御国々より御使御人頼ニ而御調

被遊候とも、売上ケ手形をせうこに

遊され可被下候、随分下直ニ指上可申候

但、御調被遊候品御意ニ入不申候者

何時ニ而茂売上手形引替代銀返上可仕候

一 御召御見合御詠物 一 京都御染地并御詠物

一 御婚礼御用御詠物 一 京都織物御好御詠物

一 関東織物御詠物 一 江戸紫染御詠物

右之品々御用之節者被仰付可

被下候、尤少の御色上物ニ而も御心安

仰付られ可被下候、入念調進可仕候

一 諸御国々ニ而私方之家名ニ而地性

直段不相応成り品指上候様承及候

手前ハ江戸駿河町両店并京都

室町二条上ル町仕入店、右四ヶ所之

外手前呉服店無御座候、以上

「

これも大坂本店の配布した宣伝広告であり、三井文庫所蔵史料のなかに四点存在する。三井文庫の参考図書に含まれるものには「明和七庚寅年四月ニ問屋衆へ式三十数宛出足候也」とあることから明和七年（一七七〇）には存在していたことがわかるため、少なくとも史料七よりは後のものと思われるが、いつから作成されているのかは不明である。問屋向けにも配布していたとあることから、越後屋で注文するのは直接の消費者だけでなく、問屋や別の商店からの注文も前提としていることがうかがえる。内容は史料七を全体的に簡易にした文言となっている。

史料七と史料八では、越後屋の店名前と暖簾印を掲載した上で、古くから現金掛け無しで商売していること、売上手形に添付して（この刷り物を）差し上げること、大坂だけでなく遠国からの人頼みであってもこの売上手形を証拠に来店してほしいこと、そうすれば安値で商品を提供すること、各地で越後屋の家名で品質と値段不相応の品を売る者がいると聞くこと、三井越後屋は京・江戸・大坂以外に店は無いことを述べている。

この配札の内容について、取扱商品を除外して以下のように分類してみる。

- a 三井越後屋における「現銀安売掛値無し」の商売内容の周知。
- b 三井越後屋と同店あるいは出店を主張する他の呉服商への注意喚起。
- c （売上手形への）暖簾印・所在地の明記による三井越後屋の識別。
- d 三井越後屋への直接来店の勧誘。

e 売上手形による商品販売の証拠と遠方の顧客への対応の保証。

特にbの同名他店への注意を軸に、cで同名他店との識別点を設定し、dで同名他店でなく直接来店を促し、eで顧客であれば返品返金に応じる、というものであり、越後屋と同店と称する店への注意を重視している。先述のように越後屋名で三井越後屋の出店を称して商売を行う者も多くいたことがうかがえる。

史料七・史料八で特徴的なのは、取り扱っている特注品を列記している点であろう。京都御詠物・関東御詠物をはじめ、見合・束帯・婚礼・舞楽装束・神法織物・能衣装など様々な特注品を作成可能なことをアピールしているようにもみえる。史料七と史料八の大きな違いは注文可能な詠物の種類であり、史料八では束帯・舞楽装束・神法織物・能衣装が無くなっている。ステータスは高いが需要も限定的な特注品が除外されているようにみえるため、より需要の多い商品に絞ったかたちで取扱商品を列記するように改めたのかもしれない。

越後屋大坂本店では店における特殊な取扱商品を掲載しつつ、同名他店への注意喚起を促す案内を出していた。これは売上手形に添付して買物客に手渡されたり、特定の顧客や取引先に渡されるもので、不特定多数にばらまく配札ではなく、第一章で概説した口上書に近いものだったと思われる。

3 江戸における口上書形式の注意喚起

(1) 享保以前の注意喚起

同名他店の注意喚起を促すのは京・大坂だけではなかった。江戸においても同様に同名他店の存在に注意を促す案内を作成し配布していた。まず、享保年間以前と推定できるものを見てみよう。

〔史料九〕⁽⁸⁾ 第1表の4（口絵⁽²⁾）

江戸するが町ゑちごや

本店北側 越後屋八郎右衛門

こふく物類并仕立物いろいろ

（丸に井桁三印）

出店向南側 越後屋庄之助

関東織并綿ふと物 附り衣地類

一 ①呉服物一切并綿・木綿類古来より現銀安売

かけねなし商売仕来り候所、②近年所々ニ手前

同店と申呉服商売仕候越後屋多ク御座候ニ付、

③紛敷被思召候儀茂可有御座哉と奉存、手前のう

れんの紋并所付書付掛御目申候、④少々之御用

にても見世江御出品々御覧之上御調被遊、⑤則

売上手形差上申候間、遠方より御使又ハ御人たのミニ

被仰下御調被遊候共、右売上手形しようこニ被遊

万一外より高直ニ御座候歟、又其品々御意ニ入

不申候ハ、何時ニよらす売物を請取代銀返進

可仕候

附り、手前出店

大坂かうらい橋壱丁目

右之外何国ニ茂呉服商売之出店無御座候、以上

これは江戸本店・江戸向店連署の宣伝広告で、通常の紙の長辺を半分にした小型のものである。向店（出店向南侧）の店名前が越後屋庄之助となっている点に注目したい。三井には綿を扱う綿店があったが、綿店は享保十四年（一七二

九）に呉服業部門に統合され江戸向店と改称される。店名前はその段階で越後屋八郎兵衛となる。そのため、この配札は享保十四年より前の段階のものであることがわかる。

内容は、①三井越後屋では呉服物・木綿類を古来から現銀安売掛値無しで販売してきたこと、②近年各地で三井越後屋と同店であると称して呉服商売を行う越後屋が多くなっていること、③他店との識別のため暖簾印と所在地を書き付けて表示していること、④少しの用事でも来店して品物を見て購入してほしいこと、⑤購入時に売上手形を渡すので、遠方からの使いや人頼みの購入でも売上手形を証拠にすれば他より高値か商品が気に入らない場合でも返金に応じることを記す。最後に大坂高麗橋の大坂本店を紹介し、これ以外の呉服商売の出店は存在しないと付記する。

史料七・八で検討した口上書の内容分類に照らしてみると、aは①、bは②、cは③、dは④、eは⑤に対応する。大坂と江戸とで形態も文言も異なるが、構成要素としてはほぼ同じであることがわかる。

(2) 宝暦七年の注意喚起

史料九とよく似た配札がもう一点残っている。宝暦七年（一七五七）九月、江戸本店では、店で買い物をした初来店の客や、来店して商品を購入した遠国の顧客に渡す売上手形添付型の口上書を改正することとなった（江戸本店見世買ニ初而御出被下候御方、又ハ遠国之衆中御出之節、売上手形ニ相添候口上書此度相改⁹）。宝暦七年の口上書の基となるものが存在し、文言を改正して新たな口上書を作成したと理解したい。その基となった一つが史料九と思われる。

宝暦七年の口上書は業務日誌に文言の写しがあるとともに、現物も残存する。

〔史料一〇〕¹⁰ 第1表の9

江戸するが町ゑちごや

(丸に井桁三印)

本町北側 越後屋八郎右衛門

こふく物并仕立物
向店南側 越後屋八郎兵衛
関東織并綿ふと物衣地

①こふく物諸色并綿もめん類古来より現銀安うり

かけねなし商売仕来り申候ニ付、常々御買物ニ御出被遊被下難有仕合奉存候、②然るに近年所々ニ私方

同店之様ニ申こふく商仕候越後屋多ク御座候故、③紛敷

被思召候由、又者御買物・御誂物など御間違等も出来

仕候由、度々承およひ申候ニ付、私方之のうれん印

所付とも懸御目申候、④御用之節者弥御替り無御座

見世へ御出被遊被下候様ニ猶々奉願上候、左候へハ、いか様之

物にても品々数多ク御覧ニ入れ、又者少しのきればし

にても御自由ニ御勝手よろしく御座候様ニ仕指上ケ

申度候、⑤御遠方より御使などにて被仰下指上申候

品ニ而も売上ケ手形へ右所付印置申候間、売上ケを

しようこニ御覧被遊可被下候、万一外々より下直ニも

無之様ニ被思召候歟、又者其品御意ニ入不申候ハ、何時

ニ而も売上ケ手形御添御戻し可被遊候、代銀返上可仕候

大坂出店かうらい橋一町目

右之外何国ニも呉服商売之出店者無御座候、已上

この宣伝広告も江戸本店・江戸向店連署形式である。京本店が作成に関与しており、判下は京本店手代の松本六右衛門に作成させ、版木は京本店で用意して江戸本店に送付している。⁽¹⁾内容は、①呉服物・木綿類は古来から現銀安売掛値無しの商法で商売してきたこと、常々買ひ物に来店してもらいありがたく思っていること、②近年、各地に三井越後屋同店と称して呉服商売を行う越後屋が多くなっていること、③顧客が紛らわしく思っていたり間違って注文したりすると聞いているため、三井越後屋の暖簾印と所在地を表示していること、④ご用の節は変わりなく来店してほしいこと、そうすればどのようなものでもご覧に入れること、少しの切れ端でも自由に勝手よいように販売すること、⑤遠方からの使いで注文するものでも売上手形を証拠とすること、もし他店より安くはない品であれば、売上手形を商品に添付して返送すれば返金に応じること、を記す。そして、最後に大坂本店以外の出店は存在しないことを注記している。

史料七・八で試みた分類に当てはめてみると、①はa、②はb、③はc、④はd、⑤はeに相当する。史料九と一〇は版面の構成も含めてよく似ており、同系統の口上書といえよう。確認できる限り、宝暦七年作成の口上書が江戸における同名他店注意の呼びかけの最終版である。なお、宝暦七年の口上書は先行研究の中で配布用の配札と理解されてきたが、業務日誌等と照合すると店頭での手渡しを前提としたものだと思われる。

4 小括

以上、いくつかの事例から、同名他店の注意に関する大坂と江戸の口上書をみてきた。同名他店の注意を促すことを主目的とした口上書は、享保年間以前と思われるものなど、古い時期のものに多くみられる。業務日誌では配札として配って回ったことがうかがえる記事があるものの、残存している現物はいずれも売上手形に添付して客に渡していた口上書か、それに近い形式であった。また、大坂本店の口上書は取扱商品の告知も兼ねており、江戸と大坂の顧客へのアピールポイントの違いも見てとれる。

- (1) 「会日落着帳」享保十年五月二十二日(三井文庫所蔵史料 別二六五二)。
- (2) 「家名暖簾相免置手代江改申渡建」(三井文庫所蔵史料 本一〇三〇一六)。
- (3) 『翁草』(『日本随筆大成』第三期一九、吉川弘文館、一九七八年、六二頁)。
- (4) 「家名暖簾相免置手代江改申渡建」(三井文庫所蔵史料 本一〇三〇一六)。
- (5) 「大坂本店現銀安売配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八一〇)。
- (6) 「大坂本店配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八一二)。はじめに脚注(6)で触れた内田の分類②の配札がこれである。
- (7) 「大坂本店引札」(三井文庫所蔵参考図書 D四三二一四八)。
- (8) 「江戸本店・向店配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八一二)。はじめに脚注(6)で触れた内田の分類③の配札がこれである。
- (9) (11) 「名代云送聴書」宝暦七年九月二日(三井文庫所蔵史料 別一七五五)。
- (10) 「江戸本店・向店配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八一三)。なお、「名代云送帳」の宝暦七年九月二日条にも口上書の写しがあり、文言も一致する。

三 見世開を目的とした配札

1 見世開の記録と配札の記録

越後屋の各営業店は火事の類焼などで失われることがしばしばあり、その度に店舗の再建を行っていた。また、店舗の増改築も度々行われた。店舗の普請完了後、越後屋では大々的に開店セール（見世開）を行い、その度ごとに配札を得意先に持参したり市中・近在から遠国にいたるまで不特定多数に配り、見世開実施を告知していた。これは一般的な配札のイメージでもあろう。

一九世紀の見世開と配札の状況を伝える記録は比較的多く残っているのだが、一八世紀における見世開の配札が詳しくわかるのは、確認できるかぎり寛政六年（一七九四）の大坂本店の見世開における配札である。第2表に掲げたように、業務日誌や関連史料では、享保十六年（一七三一）の大坂本店、明和九年（一七七二）の江戸本店・江戸向店の配札の実施を確認できる。明和九年の配札は業務記録に文言を書き写しているものの、これらの配札の現物は残っていない。逆に見世開を実施しているが配札への言及の無い記事の方が多い。記録がない場合でも配札は行っていると思われるため、京本店に状況が伝わっていないのか、記録から洩れているかどちらかと思われる。

さて、業務日誌で確認できる最初の配札記事を紹介しよう。享保十四年（一七二九）、越後屋は木綿販売部門（綿店一卷）の経営不振を理由に、綿店一卷を呉服業部門（本店一卷）に統合した。大坂においても本店一卷の大坂営業店である大坂本店が、綿店部門の大坂営業店である大坂向店を統合することとなった。⁽¹⁾ 大坂本店では店舗拡張工事を実施し、同十六年に店舗普請を終わらせ、見世開を挙行了した。そして、大坂本店の西国の得意先に対して配札を実施した。⁽²⁾

〔史料一⁽³⁾〕

此度大坂東見世普請成就、向店引移し之上、当三日日柄宜袈裟衣・太物類見世開致候処、殊外大人入景氣宜有之候、夫ニ付是迄向店ニ而商売仕来候品々本店へ引移し候ニ付、諸国へ為弘メ右之品々書取配札六万枚板行為致追々遠国・近国在々所々不残所相配り可申事

史料一は業務日誌「永書」の一節である。ここから、大坂本店内に東見世が完成し、大坂向店を継承し袈裟衣・太物類の販売を開始したこと、来店者数も多く人気も良い状況であったこと、大坂本店への向店統合を西国一帯に周知し、袈裟衣・太物類などの取扱い商品を記載した配札六万枚を摺り遠国・近国のあらゆるところに配布することがわかる。享保年間において、すでに越後屋の顧客が西日本各地に多く存在していたのである。

2 明和九年の江戸本店・向店の見世開

明和九年（一七七二）二月二十九日、江戸の目黒行人坂で出火があり、江戸の広範囲を焼失させる大火となった。世に言う明和の大火（目黒行人坂大火）である。この時、日本橋周辺は壊滅的な被害を受け、越後屋の江戸本店・江戸向店、江戸両替店も類焼した。三月十四日発信の江戸芝口店からの報告では（このとき、芝口店が京本店と江戸三店との連絡窓口になっていた）、江戸本店・向店はただちに再建を開始し、昼夜突貫で仮店舗の普請を行い、三月十五日には本店・向店・両替店の表通り部分と各部署の事務所（諸役所）ができあがる見込みであると伝えている（「本店向店両替店仮家建普請之儀、先頃以来昼夜徹敷せり立候所、表通り諸役所と茂明日迄ニ先ハ出来揚り申候⁽⁴⁾」）。

そして、本店・向店では普請半ばで、見世開の準備を整え三月十四日から商売を始めたところ、多くの客で賑わった

〔本店向店去ル十四日より見世開相整売場向諸役所共夫々相立商イ初被致候所、見世付見込宜ク御人入賑々鋪有之由難有大慶ニ奉存候〕。このとき、仮店舗での商い始めを世間により周知させるために売上手形に口上書を添付すべきと九右衛門（三井室町家三代、高興、このとき江戸勤番中）から指示があったため、文言を吟味して板行しておき、本店・向店の売上手形に添付して配ったという（両店共仮家建出来商初仕候儀世間へ御披露仕度売上ケ手形へ口上書差出シ可申段、九右衛門様より被仰付候ニ付、文言相極メ板行出来両店売上ケ手形へ張、差被出候由）。口上書のサンプルも京本店に送られてきているが（「右口上書一致登り申候」、現物は残存しない）。

江戸本店・向店は普請を続け、十月末には仮普請を完了する。そして改めて見世開を行うために両店連署の配札を行っている。現物は残っていないが、業務記録に文言の写しが残っている。

〔史料一二〕⁽⁵⁾

一此度江戸本店・向店配り札文言

霜月朔日より見世開仕候ニ付、乍憚口上書を以奉申上候

益御機嫌能被遊御座乍憚目出度御儀ニ奉存候、然ハ私店呉服物木綿類一切古来より現銀掛直なし商売仕候処、不相替御用向被為仰付被下候故、見世繁昌仕難有仕合奉存候、御蔭ヲ以此度普請出来仕候ニ付為冥加諸品々悉相改格別下直ニ奉差上候間、賑々敷御来駕可被成下不限多少御用向被為仰下候様奉願上候、猶又乍憚御懇意様方江茂右之段御風聴被成下候様奉願上候、以上

辰十月 北かわ本店 越後屋八郎右衛門

のうれん印

江戸するか町
北かわ本店

此所御紋 けんきん
越後屋八郎右衛門

南かわ向店
越後屋八郎兵衛

御調被遊候品御意ニ入不申候ハ、幾度ニ而も取替指上げ可申候

業務日誌に記録が残っていないため、配布開始時期は不明だが、この配札から十月には配布を行っていたことが確認できる。表題で口上書という表現を用いているが、業務日誌等では配札である。この配札の告知内容は以下の通りである。まず見世開を十一月一日から行うことを宣言し、江戸本店・向店では呉服物・木綿類一切を古来から現銀掛け値無しで商売し、店繁昌の謝意を述べ、今回普請完了した報恩として商品の価格を改めて特に安値で提供するので来店してほしいこと、懇意の人々へも見世開を吹聴してほしいことを記し、店名前を掲示し、気に入らない商品は何度でも返品に応じる旨明記している。この配札では見世開の開催と開始日を表題に盛り込んでおり、開催日が冒頭でわかるようになっている。また店名前と暖簾印を最後に大きく表記して識別を容易にしている。不特定多数への告知として視覚的に視覚的にわかりやすくする工夫を見てとれる。

明和九年の江戸本店・向店における見世開そのものは関連史料があまり残っておらず、現時点でこれ以上確認することは困難であるが、江戸芝口店と大坂本店では見世開に便乗した大安売を開催している。このうち大坂本店の配札は現物も残っており、若干の記録もあるため、概要が把握できる。この大安売は次章において検討したい。

なお、江戸本店・向店の本普請は翌年（安永二年）の閏三月頃には完了しており（「江戸本店向店本普請此間出来」⁶）、四月一日から改めて見世開を開催している。

〔史料一三〕⁽⁷⁾

一 江戸去ル朔日出書状来着いたし候処、本店向店兼而積之通朔日日出度惣見せ開相整候処両店とも早天より大御群集にて正益宜出来

本店 向店

(百十一貫目) (四十五貫目)
舟シイメ、ツシサメ、

但、芝口店反物売物配り札相廻候処、是以両店同事ニ有之候、売高^(十五貫目)シサメ、

史料一三も業務日誌の記事である。江戸本店・向店では当初計画通り四月一日からの惣見世開を準備し、両店ともに早朝より大群集であった。四月一日の売上額は本店で銀一一貫目、向店で銀四五貫目であった。芝口店でも見世開に呼応して反物売物の配札を行い、本店・向店でも見世開の配札を行っていたことがうかがえる。なお、芝口店の売上額は銀一五貫目であった。以上のように、明和九年には仮設店舗の見世開、仮普請成就の見世開、本普請成就の見世開を行い、そのたびに配札を行っていたのである。

3 寛政六年の見世開の配札

寛政六年（一七九四）の大坂本店の見世開においても配札を行っている。同年の見世開の経緯や売上額の推移、景品配布については拙稿で紹介したことがある。⁽⁸⁾ここでは、寛政四年五月十六日の火災で大坂本店が焼亡して店舗を再建したこと、本普請完了後の寛政六年十一月十一日から二十九日まで見世開の大安売を開催していること、十一日から三日

分の景品配布の記録があり、女性には絹糸のセット、男性には扇子のセットを渡していること、などを指摘した。その際は配札に注目していなかったため、本稿では配札について言及したい。配札に関する記録には以下のようなものがある。

〔史料一四〕⁽⁹⁾

一霜月朔日大坂店追書より左之通

一今日就吉辰兼而御示合之上見世開披露配札あきの方より致配り初、尤町内壱町目・貳町目ハ支配役川田作兵衛為相配、其外所々手配いたし候人数差出、扱又於前売場御入来御方様江も今朝より夫々御挨拶為申上、則賦り札指上申候事ニ候処、御請宜大慶千万奉存候、尤賦り札大坂町中其外近在心当之分、拾万七仙五百廿枚下り分ニ候へ共、昨朔日未明より為相配候趣ニて者今少し行足不申候故、今壹式束摺代口紙為指登候間、早々為摺差下し候様申参り候

右之通先以何方様ニ而も御請宜御座候段大慶奉存候、尤摺足し候分紙差否、直様摺方申付候也

(中略)

一同五日大坂町々并近在へ之配札今少し行足不申由、摺下地紙式丸被為登片時も早ク為摺下可申旨、依而昨今両日糴立出来候ニ付、今夕皆済指下申候、尤右板行猶又諸国賦札板行共都合五枚今夕差下申候、右之余又々入用ニ候ハ、於彼地工面被致候様申来候也

寛政六年の見世開における配札は時期不明ながら事前準備を進めていたらしい。十一月一日の大坂本店から京本店へ

の報告によると、同日が吉日であるため、兼てから示し合わせていたとおり、見世開を披露する配札を大坂市中の恵方（あきの方）から配り始めた。高麗橋一丁目・二丁目は大坂本店支配役の川田作兵衛が配り、その他の各所には手配していた者を派遣し（「其外所々手配いたし候人数差出」）、売場に来店したことのある客には担当手代が朝から直接挨拶を申し上げて配札を渡していったところ、受けも良く喜ばしいことであったという。

大坂町中・近在用の配札の見込み（心当）として一〇万七五二〇枚を京本店から送っていたが、一日未明から配ったところ不足の見込みであるため、一束二束の摺りの素材の紙（摺代口紙）を京本店に送るので早々に配札の追加分を摺らせておくってほしい、と大坂本店から要請があった。

実際、十一月五日時点で大坂からは摺下地紙が二丸送られてきたため、京本店では二日間で急いで配札を摺って大坂に送っている。大坂町中・近在用の版木と諸国配布用の版木、計五枚も大坂に送付し、今後追加で配札が必要な場合は大坂で摺るよう指示している。なお、三井文庫に現存する大坂市中用の配札の一枚に「十一月十一日見勢開相寿候ニ付市中江賦札十一月朔日より相始六日迄ニ賦り仕舞、袴羽織着用ニ賦ル¹⁰」と追記してある。担当者は羽織袴を着用して十一月一日から六日間で一気に配ったことがうかがえる。なお、近在・近国・遠国向け配札の現物の一枚に「賦札十一月十五日より賦始ル¹¹」と追記されており、開催日までの告知が間に合わなかったためか、大坂近国・近在・遠国向けの配札は三郷への配布と時間差を設けていたことがわかる。

大坂本店のある高麗橋一丁目および隣接する二丁目には大坂本店の支配役が直接配って回り、来店したことのある顧客にも担当手代が配って回っている。他方で「其外所々手配いたし候人数差出」した先は明示されていないものの、懇意の得意先や取引先をはじめ、銭湯や髪結床など不特定多数の人々の集まる所に配って回ったものと思われる。市中だけでなく大量の配札を行った様子がうかがえる。

前述したように、寛政六年の配札は二種類あった。これは現存するとともに写しも残っている。

〔史料一五〕⁽¹²⁾ 第1表の15

乍憚口上

益御機嫌能被為遊御座奉恐悦候、私店

年来御臈厚御用向被為仰付被下

御蔭を以今般普請出来見世開仕、誠に

難有仕合奉存候、仍之諸代呂物弥地性

吟味仕御礼為冥加直段格別下直

奉指上候、不相替幾久御用向被為仰付

被下置候様、偏奉願上候、憚多御座候得共

右之趣御懇意様方江茂宜敷御風聴

被遊被下候様奉願上候、以上

大坂高麗橋老町目

寅十一月（丸に井桁三印）

三井
ゑちこや

〔史料一六〕⁽¹³⁾ 第1表の16（口絵③）

乍憚口上

益御機嫌能被為遊御座奉恐悦候、私店

年来御鼯厚、御用向被為仰付被下

御蔭を以今般普請出来仕、誠以難有仕合

奉存候、依之近日見世開仕候、諸代呂物弥

地性吟味仕、御礼為冥加直段格別下直ニ

奉指上候、不相替幾久御用向被為仰付

被下置候様、偏奉願上候、憚多候得共

右之趣御懇意様方江茂宜敷御風聴

被遊被下候様、奉願上候、以上

高麗橋老町目

三井

寅十一月（丸に井桁三印）

ゑちこや

史料一五は近在・近国・遠国向けの配札、史料一六は大坂三郷向けの配札である。双方共に一部を除き文言は共通している。挨拶文に続き、普請完了と見世開の告知をした上で、様々な商品の価格を吟味し直して特に安値で提供すること、懇意の方面に見世開を吹聴してほしいこと、などを記す。大坂三郷向けの配札は先述のように開催前の配布であるため「近日見世開仕候」と予告している。具体的な開催日は直接口頭で伝えるのであろう。¹⁴ また大坂三郷であることか

ら店名前からも「大坂」の二字を外している。先行配布する大坂三郷向けと、見世開が始まってから配布する近在・近国・遠国向けの配札でわずかな違いしかないにもかかわらず、異なる配札を用意して宣伝しており、大坂本店と版下・版木を作成した京本店が三郷以外への宣伝にも気を配っている様子がうかがえる。

大坂三郷向けの配札・近在諸国向けの配札とともに、売上手形に添付する口上書（売上ケニ指添候口上書）「売上ケ添書」も作成している。売上手形添付の口上書は以下のようなものであった。これは写しのみで現物は残っていない。

〔史料一七〕⁽¹⁵⁾

乍憚添書を以御披露奉申上候

御蔭を以今般普請成就仕難有仕合奉存候、依之

御札為冥加弥以諸品吟味仕、地性宜敷御為ニ相成候

品格別直段相改大安売仕候、不相替幾久御用

向被為仰付可被下候、偏ニ奉願上候、以上

大坂高麗橋壹町目

三井

寅十一月

此所印

ゑちこや

口上書の内容は簡易である。普請成就を報告した上で、商品を吟味し、地性良い品を特に値引きして大安売りすることとに集約されており、配札からさらに情報を削り、今回の見世開の趣旨を理解してもらう必要最低限の情報のみ記載さ

れている。口上書は店頭で買物客にした客に渡すものだが、特に懇意の人々への周知を促していない。ここでの配札と口上書の大きな違いである。店頭の様子や値段感覚などは買物客自身が理解しているはずであるが、口上書では買物客の口コミを利用することよりも買物客の引き続きの愛顧を重視しているようにもみえる。

このときの配札の表題は「口上」、口上書の表題は「添書」となっている。先述のように表題が「口上」であるか否かは、配札か口上書かの違いや識別点にはならない。関連史料や類似の配札・口上書からその目的を整理して識別する必要があるだろう。

口上書の作成については若干の記録が残っている。

〔史料一八〕⁽¹⁶⁾

一同七日、大坂店売上ヶ添書板行摺上ヶ皆済出来ニ付紙都合九万四百五拾枚、荷物七箇ニして今夕万屋飛脚より差下申候、勿論右添書板迎も今夕都合三枚指下申候、右之余入用之分者於大坂為摺候積ニ御座候

このときの口上書は判下から版木、刷り上げまで全て京本店で行い、九万四五〇枚の口上書を用意して七箇に梱包して飛脚の万屋に依頼して大坂まで輸送している。版木は別便で三枚送り、追加で必要になった場合は大坂本店で摺らせるようにしている。口上書だけで九万枚も作成していることは多数の来店客を想定して準備したものと思われる。口上書は大安売で販売した商品の売上手形に添付するものであり、先述した近在・近国・遠国向けの配札は見世開開始後の十一月十五日からの配布である。開催前の告知でなく、開催後にさらに客を呼び込むことを念頭に置いた宣伝広告も行っているのである。

4 小括

以上、本章では見世開に関する宣伝告知の配布物についてみてきた。越後屋では見世開の際に宣伝告知を行っていた。明和九年の江戸本店・向店の見世開では、仮設店舗の設営後、仮普請完了後、本普請完了後にそれぞれ見世開を行い、そのたびに配札を作成し、同時に売上手形に添付する口上書も作成して念入りな告知を行っていた。一八世紀段階の見世開のなかで仮設店舗完成から本普請完了まで三度にわたる宣伝広告を行っている数少ない事例である。その原因を同業他店との関わりから考えてみたい。この大火において尾張町に所在する同業他店の恵比須屋や亀屋は類焼を免れ健在だった。これらの呉服商は越後屋の意識する有力な同業他店であり、閉店中に同地域に近い顧客を奪われる恐れもあった。江戸本店・江戸向店はそれを防ぐために急速な店舗再建と連続する見世開を行った可能性も考えられる。

入念な宣伝告知という点では寛政六年の大坂本店の見世開も同様である。大坂本店では本普請完了後の見世開に備えて、事前に大坂市中向けの配札を実施し、見世開後に近国・遠国向けの配札を行い、さらに売上手形添付の口上書を渡していた。こちらも三段構えの告知である。見世開に関する宣伝告知を具体的に見ていくと、一度の見世開において段階的に複数の配布物を配布し、濃密な宣伝告知を行い周知徹底している様子がみえてくるのである。

- (1) 宝永三年（一七〇六）に江戸綿店の出店として高麗橋一丁目南側に開設。正徳四年（一七一四）には北側へ移転。享保十四年（一七二九）に大坂本店へ吸収された（『三井事業史』史料篇一 一九七三年、七六六頁）。
- (2) それまで本店一卷とは独立した事業部門であった綿店一卷を本店一卷に整理統合する動きの一つ。
- (3) 「永書」享保十六年二月二十日（三井文庫所蔵史料 本二二三）。
- (4) 「名代云送聴書」明和九年三月二十一日（三井文庫所蔵史料 別一七五七）。

- (5) 「名代云送聴書」明和九年十月三十日（三井文庫所蔵史料 別一七五七）。
- (6) 「永書」安永二年閏三月四日（三井文庫所蔵史料 本一二五）。
- (7) 「永書」安永二年四月七日（三井文庫所蔵史料 本一二五）。
- (8) 下向井前掲論文（二〇一四年、一五三―一五五頁）。
- (9) 「寛政六年甲寅年大坂本店見世開之節諸色取計方云送帳ニ控有之候所書抜」（三井文庫所蔵史料 本一一五〇―一三）。
- (10) 「大坂本店見世開配札」（三井文庫所蔵史料 本二一六八―一六四）。
- (11) (12) 「大坂本店見世開配札」（三井文庫所蔵史料 本二一六八―一三五）。
- (13) 「大坂本店見世開配札」（三井文庫所蔵史料 本二一六八―一五三）。
- (14) 口頭で内容を補足する点でいえば、高橋修は『懷溜諸屑』という刷物綴に綴じ込まれている様々な業種の引札を様式分類し、江戸の引札は手紙の延長で配布された側が内容を読むのを前提とし（読む広告文化）、大坂の引札は配布者が口上で内容を補完するのを前提としている（見る広告文化）傾向を指摘している（高橋修「引札の文体考―文書伝達と口頭伝達の間に―」『比較日本学教育研究センター研究年報』一三、二〇一七年、五三頁）。越後屋における大坂と江戸との引札の文言の違いを考える上でも興味深い。
- (15) (16) 「寛政六年甲寅年大坂本店見世開之節諸色取計方云送帳ニ控有之候所書抜」（三井文庫所蔵史料 本一一五〇―一三）。

四 大安売告知の配札

1 元文元年の三店合同の大安売

大安売の配札で業務記録の記事に登場し、内容が具体的にわかるのは管見の限り元文元年が最初である。⁽¹⁾これは、以後十数年にわたる越後屋の売上急増の起爆剤となった重要な行事であった。きっかけは元文元年（一七三六）五月十二

日に発令された貨幣改鑄である。享保年間は品位の高い享保金銀の流通と緊縮財政の影響でデフレ傾向にあった。品位の低い元文金銀への改鑄を実施し、六月十五日から歩増の引替を開始している。越後屋でも新たな銀建や販売方法を模索し、冬夏呉服物は現金売で価格を五割増とすること、これまでの掛売分は古金で回収することなどを定めた。⁽²⁾ 江戸本店・同向店・大坂本店では積極的な販売を展開し、売上額を急増させた。この時、大安売告知のために積極的に活用したのが配札であった。

〔史料一九〕⁽³⁾

^(元文元年)五月十二日、右金銀御吹替之御触流已後、世間一統とは申ながら、御人入無甲斐、其上御買手衆、此節諸相場混乱之砌故、呉服物逆茂如何売出し候哉与御危踏可有之儀、依之早速役人共打寄、相談之上、札差繰致、代物下直与申口上書相認、前買ニ御出之方者勿論、御屋鋪町方へ専配らせ遣候処、此妙ニ而外店々極不景氣之様子相聞え候へ共、手前者相応御人入有之(後略)

史料一九は貨幣改鑄後の状況を示した史料であり、崇清(三井高房、北家三代)の名前で出されたものである。五月十二日の貨幣改鑄発表後、世間一般に人入が少なく、客(買手衆)も相場混乱のため呉服物であっても如何なる値段で売り出すのか危ぶんでいた。そのため越後屋では重役で集まって相談し、値札をやりくりし、代呂物を安値で提供する旨の口上書を手代らに書かせて(「口上書相認」、店頭で買物をした客や御屋敷・町方に主に配らせた。その妙によって他店が不景気にみえるなかで越後屋は相応の人入を確保できていた。

そして、六月十五日の新金銀通用に伴い、越後屋ではさらなる積極的な販売に打って出る。

〔史料二〇〕⁴

〔六月〕
当月十五日より、今吹金銀通用被為仰出候御儀、然者此所水替り之場所、因茲諸代物格外大安売致候時者、店家名倍厚相成申道理、依而大札引申渡し売出し候積り、然とも右下直ニ売出し候儀ヲ、過急ニ江戸中へ相知候様之仕方無之ニ付、店開闢已来不致義ニ候得共、此度現銀懸直なし安売根元ノ家名ヲ相頭申度、江戸中御屋鋪方并町方隅々其外遠国迄茂相弘メ候積りを以、口上書同前之配り札相廻申候

（中略）

此度右配り札出させ候ニ付而者、於京都同苗并元メ名代共立会極々相談決着之上申渡し候事ニ候、此日ハ全体是迄手前店より札賦り候義家柄故指扣罷有候、然るニ此度配り札致し候義御買手衆数多之内ニ者小店同前之仕方杯と御嘲り之方茂可有之哉ニ候得共、中々左様之小事ニ取放申場ニ而無之、至極大望之存知入有之

史料二〇も史料一九の続きである。これによると、新金銀の通用が始まったこと、ここは大きな状況変化の局面（「水替り之場所」）なので、店名前をより大きくするため、大値引き（「大札引」）して売り出すつもりであること、安値に売り出すことを過急に江戸中に知らせる手段がないため、店開闢以来したことはなかったが、現銀掛け値無し・安売り根元の家名を江戸中の御屋敷方と町方の隅々、遠国まで広めるつもりで口上書同様の配札を配布したこと、今回の配札は、京都の三井同苗・元締・名代らの立ち会いのもとでよく相談し決着したうえで実施したこと、今回配札したことで多くの客のなかに小店同様のやりかただと嘲る者もいるだろうが、そのような小事で放置せず、もっと望みは大きいという認識でいることを述べる。

そして、金銀通用と同日の六月十五日に江戸本店・同向店・大坂本店において大安売を開始した。これについては業務日誌でも言及されている。

[史料二一]⁽⁵⁾

手前商向一趣向無之而ハ不濟義、仍而主中様方御相談之上、配札を以代物大安売之儀、江戸・大坂共普ク相配せ候
処、此妙ニ而十五日より毎日江戸・大坂三店共日増大群集ニ而商高実入宜、扱々涼事共ニ而有之候

但、江戸配札凡シエチ万^(千七百) 大坂同 凡エチ万^(七百) 斗

これも京本店の業務日誌である。商売の工夫を迫られるなか、三井同苗と重役との相談の上で配札で大安売を江戸・大坂に周知し、その妙味によって十五日から江戸・大坂の三店で毎日日増に大群集となり、売上額もよくすがしいと述べている。このときの配札は江戸で一七万から一八万枚、大坂で七万枚から八万枚ほど配っている。以上のように元文元年の貨幣改鑄に際して大々的に大安売を主目的とした配札を実施しているのだが、配札が人入に貢献したと認識されていたように思われる。寛政期に元締に就いていた重役手代・向崎吉郎兵衛⁽⁶⁾の回顧録で配札に言及している。

[史料二二]⁽⁷⁾

元文元辰年金銀御吹改在之ニ付、其節配り札を以大安売之趣向在之、夫より寛延迄凡十五年前売商日々人入大群集
江戸本店頂上者惣売高所仙佐舟貫目出来候事^(千五百)

ここでは元文元年の貨幣改鑄において配札を利用して大安売をしたこと、寛延ころまで一五年ほど店先での商売（前売商）は日々人入群集であったことを述べており、吉郎兵衛は元文元年の大安売と配札とを関連づけて記憶している。安売のための配札を頒布し、以後の店先での商売で成功を収めたと認識していたといえる。

このときの宣伝広告は大坂本店の版木が一点残っているのみである。版木が残っている唯一の事例である。

〔史料二三〕⁽⁸⁾ 第1表の7

大坂かうらい橋寺町目

（丸に井桁三印）

げんぎん 三 井
かけねなし ゑちこや

呉服物一切并わた木綿類

一今度金銀御吹改ニ付、手前呉服

もの一切并夏物類直段格別

下直に仕、乍憚御勝手に相成候様ニ

指上申候、此砌御調物若御見合

可被遊哉与奉存候ニ付、右絹布類

下直に相改候儀為御知申上度

書付を以如此御座候、以上

但、前以申上候通、御調物被遊候品

御意に入不申候者、何時にても売上

手形引替に代銀返遣可仕候

元文元年辰六月十五日

六月十五日の日付があるため、大安売開始後に配布された配札か、口上書の一つと思われる。ここでは冒頭に店名前と暖簾印を掲げた上で、今回の貨幣改鑄により越後屋の呉服物全て・夏物類の価格を格段に安くし買い求めやすい価格で提供すること、絹布類も安値に改めたこと、購入品で気に入らないものがあればいつでも売上手形と交換で返金に応じること、を述べる。安売の理由、安売りする事実、気に入らない品は売上手形を証拠に返金に応じることのみ記載されており、極めて簡易な内容となっている。

さて、この元文元年の大安売に言及した史料二〇では、急いで江戸中に知らせるため、店開闢以来行ったことの無い配札を実施した、と述べている。これをどう考えたらよいだろうか。第2表でも示したように、元文元年以前の業務日誌で配札と表記されている事例はある。例えば、享保九年の江戸一丁目店の配札、享保十六年の大坂本店の見世開の配札などであり、江戸本店・向店に限らなければ、越後屋で配札と認識されているものは享保期には存在していた。また、第二章で検討したように享保年間以前における同名他店への注意書の口上書も残存しており、大量印刷の宣伝広告そのものも享保年間には存在していた。史料一九にあるように、大安売の告知に際し、手書きした口上書を大量に作成し、おそらく売場担当手代らが顧客や得意先の御屋敷・近隣の町々に手渡しで配っている。これがそれまでの安売の宣伝のあり方だったと思われる。そのため、店開闢以来というフレーズが事実とするならば、それは①江戸本店・向店において、②大安売の告知を前面に押し出し、③大量生産の配札で、④不特定多数に頒布したこと、と理解しうる。

2 寛延三年の大坂本店の木綿類大安売

第一章の史料二で触れたように、寛延三年（一七五〇）十一月、大坂本店では木綿の大安売を告知するための配札を作成した。

〔史料二四〕⁽⁹⁾

急ニ摺セシニ付四枚談候而、大坂にて式枚摺り、京都にて式枚摺セ申候、凡札数(五)サ万枚致候積り也

一摺賃千枚ニ付マ(三)分(三)分マ入也

右配札段々出来候ニ付、則今三日より就吉辰専配り申よし申参ル

この際は急ぎで準備する必要があったため版木四枚を製作し、内二枚の版木を大坂に送って摺らせ、京都で残り二枚を使って摺った。このときの作成枚数は約五万枚を予定し、摺賃は一〇〇〇枚で銀三匁三分であった。配札が段々出来てきたので、吉辰のため十一月三日より配り始めた。この時の配札は現物が残っている。

〔史料二五〕⁽¹⁰⁾ 第1表の8

口上

一こふく物御用不相替被仰付被下、不絶見世へ御出

被遊被下難有奉存候、依之諸色何によらず、猶々相改

地性至極宜品下直ニ指上申候、分而此度申上候者

当年綿作宜下直ニ相成申候ニ付、木綿類一式并京織

木綿嶋類手前ふせはたニ而專織せ申候所、格別下直ニ

出来仕候ゆへ、此節別而大安売仕、指上申候

京嶋一式 おくしま 糸入嶋類

京かねきん 御羽織地類 中形木綿類

地織もめん 同嶋木綿 御裏地染木綿

右之品々其外帯地類ニ至迄、至極下直ニ仕指上

申候、乍憚見世へ御出被遊被下、数々御覽之上御調被遊

可被下候、若御意ニ入不申候品者何時ニ而も請取代銀返

上可仕候、別而御仕着せ物、時節ニ罷成候故、此段奉申上度

如斯御座候、已上

かうらい橋一町目

午十一月 三 井

えちこや

(丸に井桁三印) のふれん印

この時の配札も、冒頭の挨拶文で日頃の愛顧に感謝の意を述べた上で、日頃から安値で商品を提供しているが、今年

は特に綿作が豊作で安くなり、木綿類一式・京織木綿嶋類についても越後屋の抱えている機織り（伏機）に専念させているため、特に安くすることができたので、このたび特に大安売で提供するものである、と宣伝している。

さらに配札に具体的な商品を列記しており、京織木綿嶋一式、奥縞、糸入嶋木綿類、京織金巾、御羽織地類、中形木綿類、地織木綿、地織嶋木綿、御裏地染木綿が該当し、帯地類も特に安値で提供すると述べる。そして来店を促し、店頭で買物してくれるよう要望し、気に入らない商品の返金に応じること、お仕着せ物の準備もできていることを述べ、最後に店名前と暖簾印を入れている。店名前が単なる「高麗橋一丁目」なので、配布対象は大坂三郷内と考えられ、この配札については大坂三郷外への頒布は想定していないものと思われる。また大安売の開催日を記載していないことから、詳細は配布時に担当者が口頭で述べていたものと思われる。大坂本店は綿の豊作と織賃の抑制を理由に大安売を行っており、特定商品を廉価に提供できることを理由に大安売を実施する旨を具体的に明記した数少ない事例である。このときの大安売に追隨して江戸本店・向店でも木綿の大安売を企画している。

〔史料二六〕⁽¹⁾

当秋於大坂表木綿類大安売之配札相廻し候ニ付、江戸本店・向店ニても木綿類大安売致候趣口上書致シ、両店売上ケへ張添当月十一日より売弘メ申候、文法左之通

口上

当年綿作宜鋪下直ニ相成申候ニ付、木綿類一式并京織木綿嶋類方礼共格別下直ニ出来仕候故、此節別而大安売仕差上ケ申候、此砌御仕着セ物之時節御座候へハ御出数々御覽被遊被下候様奉願上候、右之趣乍憚御懇意御方様へも御沙汰被成被下度は又奉願上候、已上

右之通相認売上ケへ張添出申候由申来ル

これは京本店の業務日誌の記事である。大坂表で木綿類大安売の配札を頒布したため、江戸本店・向店でも木綿類大安売を実施する旨の口上書を作成し、両店の売上手形に添付して、十一月十一日から頒布しているという。このときの口上書の内容は大坂本店の配札と類似しているが、綿作が良く安値であったため、木綿類一式・京織木綿嶋類を特に安値に提供すること、お仕着せ物の準備もあること、懇意の方面にも伝えてほしいことを述べる。この時の口上書は刷り物で量産せず、この文言を担当手が自筆して買物客の売上手形に添付していた〔右之通相認売上ケへ張添出申候〕。三店合同のイベントであるが、江戸両店は大規模な準備はしていないことがわかる。江戸本店が呉服物、江戸向店が木綿類や関東物を扱っていると理解されているが、ここから江戸本店でもある程度の木綿類も取り扱っていることがわかる。

3 明和九年の江戸芝口店・大坂本店の大安売

前章でみたように、明和九年（一七七二）十一月一日、江戸本店・向店では、行人坂大火での類焼後の普請完了により見世開を挙行した。これに呼応し、江戸芝口店・大坂本店でも大安売を開催した。江戸芝口店の動きは速く、江戸本店・向店の見世開と同日の十一月一日から大安売を開始した。具体的な記録は残っていないが、芝口店は事前に配札を行っていたようで、世間の受けも良く、一日早朝から人入群集で終日賑わいを見せ十一月一日の売高は銀二三貫目余であったという（芝口店霜月朔日より大安売仕候ニ付配札致候処、是以世上御評判益宜ク朔日早朝より御人入御群集御出被下終日格段賑々敷朔日売高セシマ^(二十三貫目)ノ余出来候⁽¹²⁾）。

一方、大坂本店がいつから大安売を企画していたのか定かではないが、十一月四日に大坂本店支配の全田又左衛門が配札実施の相談のために上京している。そして、八郎兵衛・八郎右衛門の両名の承認を得て配札の判下を松本六右衛門に書かせている（「大坂店全又左衛門殿、此節配札致し度故為相談罷登り被申候、尤小野儀右衛門殿御逗留ニ有之候ニ付、早速吉田与右衛門殿御案内ニ而八郎兵衛様・八郎右衛門様へ御申上被成候処一段宜敷段被遊御意候故、則下書判下松本六右衛門殿へ申渡ス」）。翌日の五日には配札の判下三枚完成し、大坂本店に送っている。七日に配札のサンプル二枚が京本店に送られてきた。大坂本店で判摺と揉立を行い、六日から配布を始め、十一日から大安売を始めるといふ計画を立てている。おそらく摺り終わったものから順次配布していったものと思われる。この時は大坂三郷・摂河泉近在合計一万余枚を配布した。

大坂本店の配札は以下のようなものであった。これは現物が残存しており、かつ業務日誌にも写しが残っており内容も一致する。

〔史料二七〕⁽¹⁶⁾ 第1表の12

益御機嫌能被遊御座、乍憚目出度御儀奉存候、年来御鼠肩厚く御用向被為仰付被下、御蔭を以見世繁昌仕難有仕合奉存候、然者今般江戸駿河町私方同店普請出来仕、今月朔日より両店共見世開キ仕候処、日々打続御群集御出被遊被下、夥敷見世繁昌仕、商ひ冥加ニ相叶、誠難有仕合奉存候、随而於御当地も

為冥加此度諸代物直段格別下直ニ相改、来ル十一日より

大安売仕候間、乍憚見世江御出被遊被下御用向

不限多少被為仰付被下置候様、偏奉願上候、憚多く

御座候得共、右大安売仕候段、御披露奉申上候、以上

十一月十一日より

(丸井桁三印) 呉服物諸色大安売仕候

大坂高らい橋老町目 三井
ゑちこや

冒頭に挨拶を述べたうえで、今月一日から開催している江戸本店・向店での見世開が来店者多数で繁昌していることへの感謝を述べている。大坂でも報恩のため商品値段を格別安値にし、十一日から大安売を開催することを告知し、客に対して来店を促している。江戸に越後屋の店が二つ存在していることを配布相手が知っていることを前提とした内容である。

そして、この時諸問屋向けの口上書と西国・四国向けの配札の配布計画も立てているのだが、諸問屋には翌年正月十日頃から人を派遣し（景品として一件につき扇子二本ずつ添える）、西国・四国には翌年二月から人を派遣する予定にしている。近在向けの大安売の後で、少し間をおいて遠隔地の顧客をフォローする大安売を行おうとしているのである。遠隔地の客は配札を持参するなどして大安売の対象者と識別されたものと思われる。ここで大坂本店では西国・四国の広範囲に配札を配布する計画を立てている。特に播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・淡路・阿波・讃

岐・予州の一二ヶ国には大坂から手代の者を派遣し、九州路は長崎の中野用助に依頼して九州一円の諸国城下・津々浦々のあらゆる場所に配布することとし、一〇万枚余もあれば充当できるだろうとしている（配布の実態については不明）。業務日誌の通りであれば、先述の通り十一日の開催告知を十一月六日から十日までの五日間で頒布することになるため、五日間で配れる範囲に配りつつ、見世開後も大坂三郷内・摂河泉に漸次配布を行う形をとったのである。

準備期間のままならないはずの大坂本店の大安売であるが、十一日に見世開を挙行し人入も賑々しい様子であった。

〔史料二八〕⁽¹⁸⁾

大坂本店昨日より大安売之売初いたし候処、七ツ時より大御群集御出被下、未刻ニ者余リ之大御群集故御怪我等も可有之哉と表江隔子ヲ入候との儀、以上五百人余様之御人入にて正益高（八貫目）チメ、帳面売高（十二貫目）シセメ、都合マシ（三十貫目）メ、之売高ニ有之難有次第奉存候

これも京本店の業務日誌の記事である。大坂本店では十一日から大安売を開始した。七つ時から大群集であり、未刻には詰めかけた客があまりに多く怪我人もでる恐れがあったため、表に格子（隔子）をはめるように指示が出た。初日には五〇〇人余の人入で売上額は現銀売で銀一八貫目・掛売（帳面売）で銀一二貫目、合計銀三〇貫目であった。翌日にはあまりの来店者の多さで大坂本店の奉公人だけでは手が回らず、京本店に手代・子供の手伝いを要請してきた。そこで、京本店から一三名、上之店から三名、退役重役二名、退役手代二名の計二〇名を十三日の夕刻に船で下坂させて対応にあたらせている。大坂本店の大安売は一定の成果を挙げたことがうかがえる。大安売は十一月十一日から十二月朔日まで行われたようで、毎日の売上額の記録も残っている。先述のように初日は銀三〇貫目であり、多少増減す

るものの日々漸減していき、最終日は銀七貫二〇〇目であった⁽¹⁹⁾。さらに、店頭で慶物として配布する富士山の絵入り扇子二万本、絹糸四〇〇〇包を用意していた。九日夕刻から十一日にかけて京本店から大坂本店に送付している⁽²⁰⁾。最終的に配布されたのは扇子九五〇〇本、絹糸八一〇〇包であった⁽²¹⁾。扇子は男性向け、絹糸は女性向けである。準備した二万本に対して配布したのは半数だが、前述したように諸問屋へも配布する必要があったためおそらく大量に余ることはなかったであろう。逆に絹糸は事前準備四〇〇〇包に対して八〇〇〇包以上の配布でかなり不足しており、追加で京本店から送られたものと思われる。事前想定より女性客が多く来店したことがうかがえる。

以上のように、明和九年の大坂本店の大安売では、江戸本店・向店の見世開と芝口店の大安売に呼応したもので、本店一卷全体での大売出しであった。時間の限られるなかで配札を作成・頒布して大安売初日から多数の来店者を呼び込むことに成功しており、配札や直前の告知による宣伝効果の大きさを取ることができている。ただし、本当にわずか五日六日程度で配札を摺り配布していたのか、具体的な方法は現時点では分からない。

4 安永九年の大坂本店の年賀商

安永九年（一七八〇）、大坂本店では年賀商（安永九年四月一日から三十日）という特別イベントを開催する。この時期、越後屋の重役会議において、越後屋の全店舗で利益が減少していることが問題視されており、その原因として店先売の後退があるのではないかとみていた。また、特に大坂において米価下落によって顧客（有力商人）も儉約中であり、店振りも陰気であった⁽²²⁾。

そして、その打開策として大坂本店から約一〇〇年ということ年賀商と称して配札を行い、商品の目近いものは眼前は札前より安値で売り出せば、去辰年（明和九年の江戸本店・向店の見世開に連動した大安売）のように世間の気移

りもするだろう、とみている（然るに大坂店見世出シ候而より凡百年程之処を以、年賀商と号シ賦札廻、扱諸代物目近キ分眼前札前下直ニ売出候ハ、又辰年之ことく世上御氣移りも可有之⁽²³⁾）。これは大坂本店独自の仕法であった。そして三井同苗（八郎右衛門・八郎兵衛）の許可を得て配札を行った。このときの配札は現存する。

〔史料二九〕⁽²⁴⁾ 第1表の10

根元げん銀かけねなし

（丸井楯三印）呉服物諸式

并ニもめんるい

口上

益御機嫌能被遊御座、乍憚目出度御儀奉存候、然者私店

往古天和中御当地江初而現銀かけねなし呉服見世

指出シ申候処、其頃者珍しき儀と御評判宜、御最貞ニ思召

御用向被仰付被下候付、御蔭を以年増店繁昌仕、当年既ニ

百年無恙相続仕来、誠以商ひ冥加ニ相叶、外聞実儀難有

仕合奉存候、随而年寿御礼為冥加此度諸品直段相改

四月朔日より格別大安売仕候、御替らせなく御最厚被為思召下御買物多少ニよらず、

弥増御用向被為仰付被下置候様、

偏奉願上候、憚多御座候得共、右年賀大安売仕候段御披露

奉申上度、口上書を以如斯御座候、已上

大坂高らい橋老町目

来ル四月朔日より年賀大安売仕候

三 井

えちこや

まず挨拶の口上を述べた上で、大坂本店は天和年中から大坂に初めて現銀掛け値無し(25)の呉服店として出店していること、その頃は珍しいことで評判よく、年増しに店繁昌し今年で既に一〇〇年(25)つつがなく続けてこられ感謝していることを述べる。そして、そのお礼として今回商品の値段を改めて四月一日より格別の大安売を開催することを告知し、最後に暖簾印と店名前を掲げる。他の大安売や見世開同様に丁寧な文体であるが、当然年賀商の趣旨を述べている点において他の配札と大きく異なっている。また、開催日を告知し、「大坂高麗橋一丁目」と記載していることから、事前配布前提の配札であり、大坂三郷以外への告知も想定されている。年賀商は事前準備をしたうえで、大規模に宣伝告知を行ったものといえよう。

配札と大安売の概要を述べた記事もある。

〔史料三〇〕⁽²⁶⁾

(前略) 三月廿日頃より致配札、四月朔日より致売物候処、世上御評判宜、日々御人入御群集、前売商致増長結構
成前売現銀商高出来候処、則商益録帳面ニ有之通ニ候、全宿持を初、支配人・組頭前売商平日手伝罷有候而、只々
前売商而已と相心得居候より外無之との胸合相決有之(後略)

ここから配札の配布を三月二十日頃から開始し、大安売を四月一日から始めたことがわかる。また世上評判も良く、毎日の人入も大群集であり、店先売も増し、現銀商高を確保できたことを評価している。この結果、全宿持を始め、支配人・組頭も店先売を手伝い、店先売に専念すると決まったという。越後屋において、今回は大安売により店先売の維持・売上額の増加に成果ありという実施結果が出た。手代らは現銀店前売の必要性を再認識したといえよう。

5 小括

以上、大安売の配札・口上書をみてきた。大安売は適宜行われるものであるため他の目的の配布物よりも多くの機会に配布されている。また、一八世紀においてはある営業店の大安売に便乗して他店でも大安売を実施するなど、複数店舗で一致した行動として行うこともあった。それでも配布物は配札の場合や口上書の場合もあり、事前配布、開催中の配布など様々な配り方を行っていた。一八世紀においてはここで取りあげた以外にも多くの機会に配布物を行っているが、大坂本店の年賀商のような特殊ケースの大安売を行う店舗もみられる。芝口店は天明五年にこれまでの愛顧を感謝して冥加商という大安売を開催している。三井内部の何らかの事情によって意図的に行われたと思われる大安売もあり、その告知にも配札や口上書といった刷物が活用されていたのである。

- (1) 大安売の具体的な様子についてわかるのは元文元年が最初のケースであるが、大安売を目的とした大坂本店の宣伝広告で古い時代と思われるものが二種残っている（「大坂本店大安売配札」三井文庫所蔵史料 本二一六八一―九、第1表の2、「大坂本店配札下書」三井文庫所蔵史料 本二一六八一―三四、第1表の3）。このうち、本二一六八一―九を左に掲載する。

なお、本二一六八―九と同型の宣伝広告はアドミュージアムにも一点所蔵されている。

根元 大坂高麗橋壱丁目塚筋東江入所

(丸井桁三印) 現銀 呉服物一式 三井

かけねなし えちこや

并もめん類 布類
まわた けさ衣 かや

口上 私方之儀

古来より現銀安売仕候ニ付、御一統御鼻肩被為成下御用向逸々被為

仰付被下御蔭を以見世年増繁昌仕冥加之至難有仕合奉存候、依之

猶又仕入元至極吟味仕、地性宜品益下直ニ指上申候、少シの切はしニ而も

乍憚見世へ御出被遊被下、品々御覽之上御調被遊可被下候、且御国々より

御注文、又者御人頼ニ而御用之品被仰下候ハ、売上ケ手形を証拠ニ被遊可被下候

但、御用被遊候品、万一外々より高直ニも思召被遊御意ニ入不申候ハ、何時ニ而も売上ケ手形御添御戻し可被遊

候幾度ニても取替指上ケ可申候、若御入用無御座品ハ代銀返上可仕候

一御誂物御染物少シの御色上ケ物ニても乍憚御心安く被為仰付可被下候、

随分入念可奉調進候、其外如何程急御用之品ニても御間ニ合候様可仕候

一於御国々私方家名ニ而地性直段不相応成品売上ケ候様及承申候、私方之儀者

江戸駿河町両店・御当地、右三ヶ所之外呉服物売店一切無御座候

一年來私方呉服物地性第一吟味仕、乍憚御為ニ相成候品下直ニ指上來

申候、猶又此度諸品直段格別相改大安売仕候ニ付、御披露奉申上候、憚多ク

御座候得共、不相替幾久御用被為仰付被下置候様偏奉願上候、已上

一 地性不用品を下直申立売出し候方も

御座候由、近年同商売之新見世多ク相成

（大坂本店印章、第1図参照）

申候ニ付、為御目印私方売上判奉入御覧候

これらは複数条の廉書きで構成されており、同名他店への注意や、売上手形を持参すれば気に入らない商品の返金に応じることなど第二章でみた口上書と同じような内容を盛り込みつつ、目立たないように大安売を告知する内容となっている。大安売を最前面に押し出していないのが特徴である。第二章でみた口上書同様に懇意の得意客に持参したり、店頭に来た買物客に手渡したものと考えられる。

(2) 『三井事業史』（本篇一、一九八〇年、一八二～一八三頁）。

(3) (4) 「金銀御吹改ニ付申渡覚」（三井文庫所蔵史料 本一〇三〇―一）。

(5) 「永書」元文元年六月二十九日（三井文庫所蔵史料 本二二三）。

(6) 京本店の手代。最終職階は大元。元文元年八月に一三歳で出勤開始（「奉公人抱帳」三井文庫所蔵史料 本一四三二、最初の名前は吉太郎）。寛政期に元で一度退役。寛政九年に元として再勤し、寛政十一年春に大元締となり、同年死去。

(7) 「向崎玄甫商盛衰旧記」（三井文庫所蔵史料 追一五九三）。

(8) 「大坂本店原文元年引札版木」（三井文庫所蔵史料 本二一七〇）。

(9) 「名代云送聴書」寛延三年十一月三日（三井文庫所蔵史料 別一七五五）。

(10) 「大坂本店安売配札」（三井文庫所蔵史料 本二二六八―二）。

(11) 「名代云送聴書」寛延三年十一月三十日（三井文庫所蔵史料 別一七五五）。

(12) 「名代云送聴書」明和九年十一月九日（三井文庫所蔵史料 別一七五七）。

(13) 「名代云送聴書」明和九年十一月四日（三井文庫所蔵史料 別一七五七）。

(14) 「名代云送聴書」明和九年十一月七日（三井文庫所蔵史料 別一七五七）。

- (15) (17) (19) (21) 「明和九年十一月十一日より正益高」(三井文庫所蔵史料 本一六一五―一三四)。
- (16) 「大坂本店安売配札」(三井文庫所蔵史料 本二六八―四九)。
- (18) 「永書」明和九年十一月十二日(三井文庫所蔵史料 本二二五)。
- (20) 「名代云送聴書」明和九年十一月十一日(三井文庫所蔵史料 別一七五七)。
- (22) (23) (26) 「会所諸用留」(三井文庫所蔵史料 本七六四)。
- (24) 「大坂本店開店百年年賀安売配札」(三井文庫所蔵史料 本二二六八―四四)。
- (25) 大坂本店は元禄四年(一六九〇)設置であるため、安永九年(一七八〇)は正確には九〇周年である。江戸の店の駿河町移転(天和三年(一六八三))から数えると約一〇〇年である。なお、当時の三井は経営不振や三井内部の不和などを原因として、安永三年(一七七四)に事業部門を呉服部門・両替店部門・松坂店の三グループに分け、三井家一家(三井一族は本家八家、連家五家で構成されている)も三グループを形成して事業を持ち分けることとなった(安永の持分)。「年賀商」は持分期における呉服店部門の経営再建策の一環の可能性もあるが今後の課題である。
- (27) 三井八郎兵衛高清(北家五代)、三井八郎右衛門高祐(北家六代)の二名。この時点の三井全体(三井家一家と呉服・金融の事業部門)をまとめる三井家の代表。

おわりに

本稿では一八世紀における越後屋の宣伝広告の刷物(配札・口上書)について、三井文庫に残存する現物を中心として周辺史料を用いながら、宣伝告知の目的ごと(同名他店の注意・見世開・大安売)に事例を示してその用途や内容を概観してきた。本稿の内容を整理しつつ、論点として以下の諸点を提示し、今後検討したい課題について触れておきたい。

（1） 越後屋の配札の残存状況

まず、三井文庫所蔵史料に残存する越後屋の宣伝広告の刷物を一覧化し、四八種七六点におよぶことを確認した。越後屋の史料を所蔵しているのだから当然なのだが、越後屋に関する宣伝広告に限定すれば、屈指のコレクションといえる。また、業務日誌など他の史料にも宣伝広告に言及したものもあり、多くの機会に作成・配布していたことがうかがわれる。天和三年の引札に注目されがちだが、越後屋における宣伝広告の種類と数の多さについては十分に理解されていないように思う。江戸本店・江戸向店・江戸芝口店・大坂本店の各営業店によって残存状況に多寡はありつつも、いずれの店舗においても多くの機会で宣伝告知のための刷物を作成し、配布していたことを改めて強調しておきたい。

（2） 越後屋の配札の開始時期

はじめに述べたように、本稿では越後屋の天和三年の引札を検討対象としなかった。現時点において、天和三年の引札の現物や写しを経営史料で確認できず、検証しえないためである。それ以外の宣伝広告では、享保年間の業務日誌で大坂本店や江戸一町目店の配札を確認でき、享保年間以前の同名他店への注意を促した口上書と定義できる江戸本店・向店の刷物が残存していることを確認した。越後屋は遅くとも享保年間には大量印刷の宣伝広告を作成・配布していたといえるだろう。他方、第四章でみたように、越後屋の記録には、元文元年の大安売で配札を配ったことを「店開闢以来」のこととしたものもある。配札という記述は享保年間の記録に見えているため、繰り返しになるが、元文元年の大安売の配札は江戸本店・向店において、大安売の告知を前面に押し出し、大量生産の配札で不特定多数に頒布したという点において「店開闢以来」の出来事であったと理解することができよう。以後、大安売や見世開の局面においてそれを前面に押し出した宣伝広告が多数作成・頒布されるようになるのである。

（3） 配札と口上書

本稿では越後屋の宣伝広告に配札と口上書の二系統あることを指摘した。配札は文字通り江戸・大坂の市中から近国・遠国にいたるまで不特定多数に配るものであり、口上書は主に来店して買物した客や遠国の買物客の売上手形に添付して渡すものであった。先行研究においては、越後屋の宣伝広告といえは大量に用意した引札を不特定多数に頒布するものとして注目されてきたが、実際には店頭で売上手形に添付される口上書という配布物もあり、等閑視されるべきものではないだろう。

口上書は宣伝広告の名称として先行研究ですでに指摘されている。しかし、これは引札の表題部分から類推されたものである。越後屋の配布物の表題にも口上書・口上と書かれているものは多いが、配札・口上書ともに使用されている表現である。越後屋の配札と口上書との識別は、表題の違いではなく配布方法の違いであり、配札・口上書の内容や業務日誌などの周辺史料も吟味しながら整理しなければならないものである。また一般的な配札の配布方法の分類として、商品に添付する方法が指摘されているが、越後屋に限定すれば、口上書は商品でなく売上手形に添付ないし貼り付けるものである。口上書には、売上手形を持参すれば気に入らない商品の返金に応じる、と記載されているのであり、口上書とリンクしているのは商品そのものではなく売上手形なのである。

(4) 配札の遠隔地への頒布について

やや具体的な話になるが、宣伝告知の遠隔地への配布について考えてみたい。越後屋では江戸市中や大坂三郷内への配布では、手代らが羽織袴を着用して得意客・屋敷・町々へ配って回っていた。また、日雇を雇い入れて配って回らせることもあった。また、第三章の寛政六年の見世開のように、京本店から大坂本店への配札の輸送については大坂の飛脚である万屋に任せており、大量の配札の輸送そのものは飛脚などに依頼していたと思われる。

越後屋の顧客は京・江戸・大坂以外にも広く居住しており、越後屋の遠隔地に対する宣伝告知も比較的早くから行わ

れていた。江戸市中・大坂三郷内のほかに近国用や遠国用の宣伝広告を用意することもしばしばあった。たとえば第三章で検討した享保十六年の大坂本店の配札は、業務日誌における最も古い見世開の記録であり、すでに享保末年には西国各地に顧客が存在しており、西国を射程に入れた告知を行っていた。

大坂本店の場合、いくつかのケースにおいて大坂三郷内用と近国・遠国用とを分けたり、大坂三郷内・近国用と遠国用とを分けたりして複数種類の配札を用意している。第三章で検討した寛政六年の見世開、第四章で検討した明和九年の大安売などがその典型である。特に明和九年の大坂本店の配札では、西日本一円への配布方法が垣間見ることができ。このときは、配布範囲を大坂三郷・摂津・河内・和泉と近在（＝近国）、播磨以西の山陽諸国・瀬戸内側の四国諸国（山陰諸国と土佐は含まれていない）および九州一円（＝遠国）に分けており、近国・遠国に対して直接人を派遣していたことがうかがえる。ただし、越後屋の手代を直接送り込むか、越後屋が雇用した輸送業者に運搬を依頼したのか、人を派遣した各地でどのように配札を頒布するのかなど、現時点では明らかにできていない。得意先・取引先・買宿などの仕入拠点・飛脚などが想定されるが、今後の課題である。ただし、九州については、長崎で越後屋の輸出入品入札をてがける中野用助に一任していることがわかる。九州では中野用助が配札頒布の拠点だったのである。

（5） 今後の課題

以上、若干の論点を提示してみたが、残された課題は多々ある。しかし、当面以下の点について考えていきたい。

まずは、本稿で触れていない一九世紀部分の宣伝告知の検討である。一九世紀の宣伝告知はほぼ見世開と大安売に収斂されており、かつ配札の形態も完成されているので、配札自体の変化はあまり見られない。しかし、天保十一年の大坂本店の見世開など、越後屋にとって重要なイベントについて改めて見ていく必要があるだろう。

次に、本稿で明らかにできなかった京六条店の宣伝告知の検討である。初期の重役の手に渡った店や別家の配札の実

態は全くわかっていない。なぜ京六条店の配札が残っているのか、京六条店や他の別家の店の宣伝広告も見ていく必要がある。

最も重視したいのは、越後屋の経営そのものと宣伝告知との関係である。たとえば、明和九年の見世開・大安売における宣伝広告と、安永九年の年賀商における配札をみていくと、時期的に前者は「安永持分」直前の動向であり、後者は安永持分が始まった直後の動向であり、これらのイベントや配札と安永持分との間で何らかの関係があることは想像される。現時点では明らかにできていないが、越後屋の経営、様々な営業上のイベント、配札との関係について引き続き考えていきたい。

最後に、配札による遠隔地への宣伝と関連して、遠隔地の顧客と越後屋との関係を顧客側から考えてみたい。売上手形に添付する口上書というのは多く紹介してきたが、顧客側に残る売上手形については基本的に三井家記録文書には無いため、顧客の実態はわからない。しかし、地方における有力商家などには売上手形や配札が残っている可能性はあるため、今後これらを発掘し研究していく必要があるだろう。実際、備中の小野家や東大橋家などには享保年間に越後屋大坂本店とやりとりした書状類や商品の受取状が複数残っている⁽¹⁾(いずれも倉敷市歴史資料整備室所蔵史料)。少なくとも備中には顧客がいたことがわかるのであり、これらの史料群については別稿において改めて検討したい。

(1) 小林悠一「備中国浅口郡長尾村小野昭彦家文書・倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村水澤家文書」〔『倉敷の歴史』一八、二〇〇八年、一一一～一一七頁〕。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費17K13541の助成を受けた研究成果の一部である。